

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第十六号

昭和三十七年四月二十六日(木曜日)

午前十一時四十八分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君  
理事荒松清十郎君 理事高橋 英吉君  
理事竹山祐太郎君 理事丹羽高四郎君  
理事福永 一臣君 理事島上善五郎君  
理事畑 和君 理事堀 昌雄君

飯谷 忠男君 藏内 修治君  
藤原 雄次君 篠田 弘作君  
首藤 新八君 中垣 國男君  
永山 忠則君 林 博君  
松本 一郎君 太田 一夫君  
坪野 米男君 山中日露史君  
井堀 繁男君

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君  
法務大臣 植木庚子郎君  
自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君  
警視總監 新井 裕君  
警察庁刑事局長 竹内 壽平君  
検事総長 大上 司君  
自治事務官 松村 清之君  
自治事務官 中村 啓一君  
自治事務官 長 中村 啓一君  
自治事務局管理課 核沢東兵衛君  
自治事務局管理課 長 核沢東兵衛君  
参事 人 四宮 久吉君  
(弁護士)

参考人  
早稲田大学教授 吉村 正君

四月二十六日

委員内田常雄君辞任につき、その補  
欠として永山忠則君が議長の指名で  
委員に選任された。

委員永山忠則君辞任につき、その補  
欠として内田常雄君が議長の指名で  
委員に選任された。

同日

四月二十五日  
公職選挙法の改正に関する諸願(池  
田清志君紹介)(第四九二九号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法等の一部を改正する法律  
案(内閣提出第一〇八号)  
国会議員の選挙等の執行経費の基準  
に関する法律の一部を改正する法律  
案(内閣提出第一〇九号)

○加藤委員長 これより会議を開きま  
す。

公職選挙法等の一部を改正する法律  
案及びこれに対する高橋英吉君外四名  
提出の修正案並びに、国会議員の選挙  
等の執行経費の基準に関する法律の一  
部を改正する法律案及びこれに対する  
高橋英吉君外四名提出の修正案を一括  
議題といたします。

本日は、まず池田内閣総理大臣に対  
して質疑を行います。つきまして

は、先ほどの理事会の申し合わせによ  
り、質疑者は日本社会党二名、民主社  
会党一名、計三名とし、質疑時間はお  
のの二十五分となっておりますので、  
で、さよう御了承を願います。

それでは、これより池田内閣総理大  
臣に対する質疑に入ります。質疑の通  
告がありますので、順次これを許しま  
す。山中日露史君。

○山中(日)委員 総理がお見えになっ  
ておりますので、総理に対して若干  
御質問を申し上げたいと思ひます。

私のこれからお尋ねいたします要  
旨は、今度自民党が提案されました修  
正案をめぐっての総理の見解をお尋ね  
するわけでありまして、修正案のこま  
かいことにつきましては、いずれまた  
安井大臣なり政府委員から承ることに  
いたしまして、基本的な考え方をお尋  
ねいたしたいと考えております。

今回の選挙法の改正につきましては、  
は、参議院選挙を目前に控えまして、  
非常に国民の関心が高まって参つたわ  
けであります。すなわち、この改正の  
方向が国民の素朴な期待に沿うかどう  
か、換言いたしますと、今日の時点  
におきまして、今国会における選挙法  
改正に対する各政党の態度いかんとい  
うことが、非常に重大な問題でありま  
す。ひいては、このことが来たるべき  
参院選挙における国民の審判の上にも  
影響を及ぼす重大なる段階に立ち至っ  
ておる、こう申し上げても決して私は  
過言でないと考えておるのでありま  
す。

そこで、さらにこれを具体的に申し  
ますならば、まず選挙制度審議会の  
答申と政府原案との対照の面におい  
て、さらにはまた、社会党の提案いた  
してあります修正案と政府原案との  
対照の面において、さらにまた、今回  
自民党が提出いたしました修正案と政  
府原案との対照の面において、一体そ  
のいづれをとるのがこの公明選挙とい  
う国民の悲願にこたえる道であるかと  
いうことについての関心というものが、  
非常に高まっております。そこで、今  
私に事実だと思ふのです。そこで、今  
日までの委員会の論議を通じて明らか  
なように、この選挙法の改正の問題で  
は、これはもう各政党の政策の問題で  
はないのでありまして、民主主義の基  
本をなすところの選挙制度の改正の問  
題でありますから、私どもは虚心的な  
離れて、そうしてこの公明選挙とい  
う命題——池田総理の言葉を借りて言え  
ば、公明選挙というこの至上命令にと  
たえなければならぬ重大な問題だと  
考えております。この考え方は、この  
理念は、おそらく私は何人もこれは否  
定できないと思つております。ただ、今日  
までの議論を通じて私どもが痛切に感  
じておりますことは、大体憲法上の  
疑義があるとか、あるいはまた、事実  
上非常に困難な問題があるとか、こう  
いう一つの障壁を設けて、これを一つ  
のたてとして、国民の期待しておる公  
明選挙というこの悲願、正しい矢とい  
うものがこらういった一つの障壁でさ  
えざられて、かえって党利党略のため

これが利用されておるといふような印  
象を国民に与えておる。これは非常に  
私は遺憾なことだと考えておるのであ  
ります。そこで、このことは、今度の  
高級官吏の立候補制限の問題について  
も私は言えると思つております。この問題  
はすでにこの委員会におきましてし  
ばば論議されておりますから、詳し  
くは申し上げませんけれども、過去に  
おいての実績に徴しても、多くの弊害  
のあることは認めておりながらも、憲  
法上の疑義とか、あるいはまた、限界  
を定めることは事実上合理性の発見が  
困難だという理由のもとに、この範囲  
というものを一般の公務員にまで広げ  
て、そうしてその選挙の結果を見た上  
で、地位を利用したかどうかというこ  
とを判定するといふ、かえってその事  
実認定を困難ならしむるような結果に  
なる。その中には何か党利党略とい  
うものが秘められておるのでないかと  
いふような疑心暗鬼を生ずる余地を  
残しておるといふことも、私どもは指  
しななければならない問題だと思つて  
おります。また親族連座の問題にいたしま  
しても、政府は、答申案を尊重して今度  
の修正案にそれを盛り込んでおる、こ  
う言っております。確かに盛り込んで  
おります。けれども、私どもは答申を  
盛り込んだということだけでは、尊重  
したということではならぬと思つて  
おります。それを取り上げて尊重するとい  
うことが言えるためには、その法律の運  
用の面において、この公明選挙の実を  
実際にあげ得る、いわゆる実効性があ  
るかどうかといふことではなければなら

ぬと思ふのです。しかるに、政府の原案におきましては、すでにこれも委員会においてしばしば指摘されましたように、まず同居してなければならぬ、意思を通じなければならぬ、悪質犯罪で、しかも執行猶予の恩典にあつたらなかつた者でなければならぬというふうにしほりをつけて、その実効がほとんど期せられないというふうな状態に規定をして参りました。しかも、今回はこれは取りやめたのでありますけれども、その上になお、選挙費用の三分の一を支出した場合というふうなしほりをつけておられるというふうなことに至つては、私どもは公明選挙の上から見て、実に言語道断だといわなければならぬと考えております。

さらにも、今回自民党から提出されましたところの修正案の中で、選挙運動員に対する報酬支払いの問題、これはきわめて重大な問題だと思ひます。選挙運動員に対する報酬の支払いというものは、これは買収に通ずるものだ、こういうことで、公明選挙の上から、今日までこれはきびしく規制されて参つたのであります。この立法の精神というものは全くじゅうりんだれまして、かえつて、一定の買収を合法化するような結果を招来するといふような修正が表われんとおられるわけです。このような修正の方向といふものは、一体これでもいいものかどうか、こういふ一連の修正案そのものに対して、総理は一体どういふ見解をお持ちになつておられるのか、この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○池田国務大臣 選挙の公明であるべきことは、民主主義の根本でございますから、私は組閣以来この点につきまして、できるだけ努力して参つたので

ございます。御承知の通り、公職選挙法の審議会を設けまして、そして各界の方においでを願つて、熱心に半年余り御審議を願つて、答申が出たのであります。政府はこの答申を尊重いたしまして、いろいろ各般の事情を考慮して国会に提案し、そして国会で御審議願うことになつたのでございませう。審議の過程におきましていろいろ御議論があり、修正案が出ておること聞いております。しこうして、その修正案のうちにつきまして、今、選挙労働者と選挙運動員についての御質問でございますが、私はこれは明確にした点でございます。選挙を實際やってみますと、労働者か選挙事務員であるか、その境が非常にむずかしい、こういうことでございまして、私は労働者だけということでは、境がむずかしいと思はれ、事務員もこれに加えることがはつきりしていいんじゃないか。これによつて買収を非常に多くするとか何とか、選挙費用もきまつておることですから、私はこの程度ならば、はつきりしていいんじゃないかという考えでおるのでございませう。

○山中(日)委員 選挙運動員に対する報酬支払いの問題は、これはいすれもた詳しく総理以外の政府委員、また提案者にお尋ねする機会があると思ひますので、その点の質問はこれからはいたしません。もう一つ根本的な問題でお尋ねしたいことは、この前の本委員会におきまして、わが党の副委員長から質問されたことに対して、総理大臣の答弁がございませう。その際はまた自民党の修正案が出ておられないときでありまして、そのときの総理の答へによりまして、こう言つておられま

す。速記録から引用させていただきます。「一党の総裁といたしまして、また内閣総理大臣として、最良の案として御審議願つておるのであります。しかしやっぱり民主主義でございますから、私は最良の案と思ひ、また皆さんもそのお考えになつていろいろ御検討の結果、それ以上の案があるというところについては、これは一切耳をかさないといふことはいかなるものかと思ひます。しかし、いろいろ議論があるところ、私は修正案についていろいろ議論があることも、内容も聞いておりました。党からも何も連絡はございませぬ。私はただいまのところ、この案はいい案であると考えておるのであります。しこう述べておりました。これはまだ修正案が出ない前でありませう。そこへ今度の修正案が出たわけでありませう。そこでお尋ねしたいのは、池田総理大臣は、総理大臣という政府の首脳者の立場から見ると、一体この政府が最初に出しましたいわゆる原案と、今度自民党が出された修正案と、一体どちらが最良とお考えになつておられるか、これはきわめて重大な点だと思ひます。この点について明快な御見解を一つ発表していただきたい。

○池田国務大臣 私は今お説みになつた通りにお答えして、政府といたしましては、これが最良の案と考へて出しましたわけでございます。その後に至つて、修正案が党で審議せられました。私は連座規定の問題、親族の点につきましては、政府の案が最良であるといふことで進んでいったわけでございます。そして修正案の四つを見ますと、初めの分の事前運動の点につきましては、私はここで議論をすつと聞いたり、いろいろなことで、これはあ

あいうふうな百回も事前運動をすつとつて、理論的には選挙はいかなる方法であつてもいい、宣伝その他はいい、こういう気持は持っています。が、実際問題として、その道のエキスパートであられるあなた方が、これは理論はいいけれども、実際上どういふことについて——理論的には私の方の案がいいと思ひます。実際問題として、あなた方がこれを變えたらどうかという議論があるときには、これは両方とれるもので、私は原案を固執する必要はないのではないかと。あの修正案の四つのうち三つは、大体原案の不明な点と申します。これをはつきりさす意味のあれで、その原案の趣旨を曲げたものではないかという考へを持っておるのでございませう。そこで私は、事前運動以外の三つの点につきましては、明確にするということが主であつて、政府の考へ方を変えたいといふことは言えないと思ひます。最良のものがしつかり根をおろしたということが言えるのではないかと思ひます。

○山中(日)委員 その点は非常に議論の分かれるところでありまして、その問題につきましてはまた別な機会に質問したいと思ひますけれども、端的に言つて、言葉をかえまして、結局政府が出しました原案よりは、今度自民党が出されたこの修正案の、運動員に対して運動報酬を払うというところは、これはいいのだ、その方が最良なんだ、こういうふうな御見解に承つておいていいわけですか。

○池田国務大臣 私は選挙の実際を見まして、今の御質問の、選挙に關しての労働者と事務員との區別は、私自身もなかなかこれはむずかしいのではな

いかという気持を持っておつたわけでございます。事務員を含む、こうなつておりますが、実際は明確を欠いておる点が多いので、従ひましてこれをはつきりさせることは、私は最良の案が根をおろしたと申します。か、ほんとうにしっかりと申したものがなつたと考へておるのであります。それからまた、地域主宰者の問題にいたしまして、数個、こうなつておりますが、これはなかなかむずかしいので、やはり三つ——個数をはつきりした方がいいのではないかと、こういふ考へを持っておるのであります。

○山中(日)委員 たいだいの問題は相当議論がございまして、総理の答へでは私は納得いかぬのであります。なほは選挙運動に従事する者と、実際の事務を取り扱つている者との區別が、私これは理論的にははつきり割り切れると思ひます。実際問題でも、これははつきりすることはできると思ふのです。たとへば今までの委員会の議論を通じまして、選挙事務に携つておつた者が演説をした場合に、どうなるか。演説をするといふことは、これは事務ではないではないかといふことで、これが選挙運動の報酬として問われた例があるといふことをいろいろ議論をされておりました。私などは、これなんかははつきり區別ができると思ふのです。つまり演説をするといふようなことは、やはり頭脳を要する問題でありますし、また弁舌の巧拙といふようなこともございまして、單なる機械的な労働を提供するものとは全然違つたわけですね。しかもまたその演説の効果も、その候補者の将来の得票にどの程度影響もして行くことは明らかで



ん聞いておるのでございます。私はその点におきまして、政府の原案の趣旨を非常に曲げるほどの分は反対いたしました。今、修正案ならば、四つのうち三つの分は非常にはつきり書いてある、それから一つの分は、先ほど申し上げた通りに、島上さんはどうい御意見か知らぬけれども、これはなかなか議論のあるところでございます。国会が国権の最高機関でございますから、こちらが耐え切れぬようなこととならぬでございませうけれども、より明確にするものならば、私は早く通していただきたいという説の社説なんかは適当なものだと考えておるのであります。

○島上委員 その社説の都合のいい部分だけをおっしゃるが、ほかの社説もごらんになったでしょう。私、時間がありませんので簡単に質問しますから、総理も一つ簡潔に、要点だけお答え願います。

政府原案の不明確な点を明確にしたとおっしゃいます。それは後援会に対する候補者の寄付の禁止は、明確にはなりましたけれども、一体よくないりましたか。解散の翌日から、あるいは参議院の場合に三カ月前からということは一総理、よく聞いて下さい。ここは大事なところで、解散の当日まで、あるいは三カ月前までは、どんな寄付をしてもよろしい、後援団体が選挙民に寄付をしてもよろしい、候補者が後援会に百万円寄付してもよろしいということですよ。これは現行法よりも著しい、はるかなる後退ですよ。こういう後退を、あなた方は一体、明確にしてよくなったとおっしゃいますか。

○池田国務大臣 この問題につきましては、いつからにするかということにつきましてもはなかなかわずかしい問題でございませう。実態に即してと、こう言っているように、何が実態かと申しますと、これが全部いかぬということとなら別でございませう、全部いかぬというようないやうな……

○島上委員 現行より悪いですよ。

○池田国務大臣 いえ、現行よりも今度の修正案の方は悪くなくおやりませう。ただ、いつからということをお切りするの、不明確ではいけません。従いまして、解散というものはいつからあるかわかりませんから、解散のときをいつからきめたいのじやないか、そしてまた参議院のようなものにつきましては何か月、こうきめるのが親切なやり方でございませう、実態に即してとか何とかいふのではなかなかわずかしい。それから全部とめてしまふかという事になりませう、これは少し行き過ぎじやないかということでございます。私、この修正案は明確になったとして、各候補者の人も、また候補者以外の寄付をする人も、これではつきりした、ただそれが三カ月がいいか、六カ月がいいかということ、いろいろな問題もございませう、しかしこういうものは明確にする必要がある、こう考えております。

○島上委員 現行法も、「当該選挙に關し」とあります。ありますが、当該選挙に關してということ、期間はきまっておりますけれども、これは六カ月、八カ月前でも処罰された判例もある。それが解散の翌日からということになって、三カ月前、こう言葉をかえて言え、三カ月前まではどういふ寄付をしてもよ

ろしいということなんです。解散の当日までは何をしてもよろしいということなんです。規制がないということなんです。これは現行法よりも著しい後退です。しかし同じことを聞いても申し上げるありませんから、これはあとで大臣に伺いますから、これに關する答弁は要りません。

次の問題は、連座のいわゆる三分の一以上の地域を主宰したという地域主宰者の点です。これは現行法にはございませぬから、それでも現行法より一歩前進だとおっしゃるかもしれませぬけれども、政府案よりは後退してあります。たとえて言うならば、東京の一区について見てもらいなさい。千代田、文京、台東というふうに行政区が六つある。これは常識として、その行政区に一人ずつ主宰者のような担当者を置く。この六つあるのは四つ以上の行政区に責任者を置いた場合には、これはひつかからぬのです。連座の対象にならないのです。四つ以上になれば、連座にならぬということ。これは全く空文、大抜け穴、ドジョウどころじやない、大ナマズでも漏るような大きなざる法です。それで、四つ以上に分けた場合に引つかからぬ、政府の場合には数個、その数個の解釈は、八つでも九つでも引つかからぬ、三つにしたことは、これまた政府案よりも著しい後退であることはお伺いがたい事実です。そうじやないという御答弁できませんか。

○池田国務大臣 連座規定は出納責任者、総括主宰者だけだったが、今度はそれをふやしたのです。ふやした場合において、ふえた人の分はどの程度にしたらいいかということ、政府の案

では数個と書いてある、数個というのははわからぬ、これも三つなら三つ、四つなら四つとはつきりするのがほんとうじやございませぬまいか。私はその意味において、やはりこういふ点は選挙におなれたあなた方がこの数個は選挙のをはつきりして下さるならば、政府としても、それはいいことだと私は考えておいたの、ございませぬ。

○島上委員 これは私が今言ったように、東京の場合には四つの区、五つの区あるいは六つの行政区が選挙区にある場合が多いのです。従って行政区に一人ずつ地域主宰者を置いた場合には引つかからぬということになりますから、全くの骨抜きであり、政府案に比べても大きな後退です。しかしこれまたあとで詳しく聞きますから申じませぬ。

それから、事前の演説会です。高橋君もこの点だけは正直に、社会党の主張する政党による事前演説会の制度は傾聴すべきところがあります、こう言っております。事前演説会を告示後の個人演説会と同じような形で百回開く、ポスターも制限なしに張る、チラシも枚数の制限なしに配るといふところには問題がありますけれども、答申の趣旨というものは、言論による事前の運動は弊害がないのだからこれを緩和してよろしいではないか、こういう精神です。この精神を生かす方法として、政党による演説会に候補予定者が行って演説をすることは何の弊害もないのです。これはせんだつて私は大臣に言いました、大臣から答弁はなかつたけれども、いすれまた伺います、大臣が現に四月一日に、八芳園で開かれた秋田県人会の総会へ行って、秋田の地方区には長谷山行毅が立ちます

からよろしくと言っておるじやありませんか。しかし、私はこれは現行法の程度の緩和はしてよろしいと思っております。一体なぜ答申の精神を他の方法で生かすという知恵をほらなかつたのか、これでは全然弊害のない言論による事前運動も封じてしまふ。従って現職議員本位で、新人にとつて非常に不利になる、こういう批判をされても私はいたしかたがないと思っておりますがどうですか。

○池田国務大臣 この問題は、初めお答えいたしましたように、言論による選挙運動は私は理論的にはいい、これは先ほど申し上げた通り。しかし実際、今の状況を見ますと、事前運動をどんどんやつて、新しい人もやります、あるいは現職議員もやります。今、今の個人演説会を中心としての言論による選挙運動がほんとうにうまくいけるかどうか、私は理論的にこうあるべきだと申しましたが、実際問題としてどういかに、もうビラを張り、いろいろなことをして大へんことになるんじやございませぬか。そこで私はこの修正案は、実際にやっております人はいい知恵をお出しになるものだと思つたのでございませぬ。それじやどうするか、言論による選挙運動はどうするかという問題になってきます。私は政党法を早く作つて、政党がやる、個人の運動じやなしに故党がやるということがあつても、あなたの方でも御賛成になるかどうかという事で、私はこの修正案が将来政党運動を起し、そうしてつづきな、いわゆる政党本位の選挙が行なわれるということを待つ意味において、理論的に走る

からよろしくと言っておるじやありませんか。しかし、私はこれは現行法の程度の緩和はしてよろしいと思っております。一体なぜ答申の精神を他の方法で生かすという知恵をほらなかつたのか、これでは全然弊害のない言論による事前運動も封じてしまふ。従って現職議員本位で、新人にとつて非常に不利になる、こういう批判をされても私はいたしかたがないと思っておりますがどうですか。

よりも、多数の専門家の意見によつた方がよいのじゃないかと思つて、党の修正を一度私はのうかと思つておる。まだこの国会でどうなさるかかわりませんが、実情はそんなんです。これは非常に理屈はいいようございませぬが、島上さん、ほんとうにこれをおやりになつたらどうなんでしょう。だから私は、これはやらなければならぬことなんだけれども、いましばらく、政党史、政治資金規正法等を整備いたしましたして、そうしてその理想に向かつていこう、私はこの修正案がそのための踏み台になるのではないかと、こゝ見えておるわけでありませぬ。

○島上委員 言葉じりをとらえるわけではありませぬが、もうのんでしまつてからのもうかと思つて、こゝういふことはおやめになつた方がよい。もう修正案をのんでしまつておるのですから。

そこで伺いますが、あなたはしきりに政党史々々と言つておる。政治資金の規正についても政党史ができたといつて、これはだれがしぼつた知恵か知りませぬけれども、体よく逃げるにはよき口実だと思つておるのですけれども、しかし政党史を作るといふことに對して、私も反対です。それから、制度審議会の大勢も反対です。政党史が近いうちにできるなどといふことはお考えにならぬ方がよろしいと思つておる。しかしこの議論は別にしまして、政党史がない今日においても、選挙運動期間中は政治資金等に關して法律に、政党史に關する規制なり保護なりあるいは特例なりがあるじゃありませんか。現にあるのでしよ。それを政党史がないから事前に政党史の演説会云々を法律で定めることができないといふ

ことはありませぬ。できません。どのようにもこの答申の精神を生かして、言論による弊害がない運動を緩和しようといふお考えがあるならば、幾らでもあります。ただその考えがないだけの話で、これまた答申の大きな柱が一本折つてしまつたことになる。私たちが、しばしば言つておりますように、政党史の集會において、あるいは自治大臣が現に原人會の集會においてのよう、言論によるあいつは弊害がないと思つて、これは答申の精神を生かして緩和すべきだと思つて、しかし大臣にこれ以上の答弁を求めてもおそらく困るでしよ。だから、また時間もありませんからこれは答弁はよろしいです。

それから政治資金について伺いますが、あなたはすぐ政治資金のことを言つて、政党史ができてからといつて逃げる。この前もその通り逃げた。しかし政党史ができて今日においても、政党史に対する献金は規制できません。現にある種の規制はしてゐるので、すから。そこで伺いますが、答申は、公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約者という在来の規制から、さらに財政投融資、補助金、交付金、利子補給等を受ける法人にまで範囲を広げたわけですか。ところが政府案は、当該選挙に關してといふふうにしてしまつた。選挙資金と一般の政治資金と、あなたは区別できるといふふうにお考えですか。お考えだつたら、一つ具体的にどう区別できるかといふことをお答え願ひたい。

○池田国務大臣 これは觀念上は違ふことです。しかし選挙期間中に寄附があつたとき、そうしてそれが候補者に使されたといふふうなことにつきましては、寄附した人が政治に關して出し

たのだと言つても、これは認定が選挙に關してといふふうに言つた方がよいのじゃございませぬか。そのとき、その使途によつて区別しなければならぬ。しかも今の状態で、これから政党史を伸ばしていこうといふときに、選挙も政治資金も同じだといふので全部禁止するといふことは、私は今の実情からいつたら非常にむずかしい問題じゃないかと思つておる。従つて、わが自由民主党といつたしましては、やはり国民協會等を設けていこうといふ面につきましてはつきりいたしたい、こゝういふので努力いたしておるのでございませぬ。

○島上委員 私たちは、何も政党史の政治資金を全部規制してしまつて、禁止してしまつたらどうも言つていないのです。労働組合の問題等も含めて、そういう団体の寄附については検討する必要がある。個人本位にすべきだといふ意見もありませんが、これを結論を出して法律化するといふことはなかなか問題がありますから、補助金、交付金、利子補給等の特別の利益を受けている、特別の恩恵にあずかつておる会社、法人からの政党史への献金は規制すべきものじゃなからうか、こゝういふ答申ですから、さしあつて最小限度の必要として答申されてゐるのです。それを、選挙に關して、こゝういふに限つてしまつた。そこで私は、時間がありませんから、一つよい事例を出しませぬ。最近の事例、自民党の長崎県知事選挙の事例です。これは現に買取その他でもって、自民党の長崎県連の事務局長が逮捕されておる。それから県連の幹事長は病

氣と稱して、ほんとうに病氣かどうか、多少かせ引き程度の病氣はしたかもしれませぬが、とにかく病院へ入つて逮捕されておる。その他多数の人が逮捕されておる。土建協会、交通協會その他他の事業とあわせて深い關係にある業者が、二千五百万円献金している。今言つたように、県のあなたの方の責任者その他要の地位にある者が、大量に逮捕されておる。これは政治献金と稱して出したものを、全部知事選挙に使つておる。こまかいことは、私はあとでゆつくり時間をかけて關係当局に伺ひますけれども、かくの通り、政治資金と選挙資金といふものは区別できません。少なくとも、選挙の期日、参議院なら七月一日に選挙が行なわれる、その一年も二年も前に政党史に献金されたお金ならともかくとしまして、その前後、その期間中に献金されませぬれば、政治献金と稱して出しても、結局は政党史から候補者の方へ、いろいろな形を通じて選挙活動に使われます。これはたまたま買取等の不正違反があつたからでなければ、違反がなくとも、政治献金が選挙運動に使われるといふ事実においては、少しも変わりはない。これは一体区別できるとお考えですか。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたように、選挙に關してやるといふことがよくないので、政治運動に對して、現状から申しまして、ある程度寄附が行なわれることはやむを得ないことだと思つておる。従つて、今われわれの考へておることは、政治資金規正法その他、何と申しますか、公明選挙を行なうための土台のできるまで、候補者並びに一般国民がほんとうに公明選挙をしようといふ氣持になるまで

は、あまり嚴格にやつて政治活動ができないようにしてもいけませんので、選挙に關して、こゝういふことで区切りをつつしようといつたのであります。将来の問題といつたしましては、この問題はやはり公明選挙と關連いたしまして、今後十分検討していかなければならない問題だと考へておるにございませぬ。

○島上委員 そうしますと伺いますが、この事例にありませぬように、三月二十五日の知事選挙、その後自民党の長崎県連會に、これは政治献金でございませぬといつて、莫大な金が献金されましたね。これをあなたは選挙に關してと解釈されますか、選挙に關しない献金と解釈されますか。

○池田国務大臣 これは事実問題でございませぬから、私がこゝでこゝういふことはむずかしいと思つておる。よく調査いたしましてお答えするのが適當と思つておる。

○島上委員 それでは、長崎のことはあつて詳しく——これは相当詳しく伺わないとならぬ問題ですから、法務省や警察庁でよく資料を用意しておいて下さい。もう一べん伺ひます。長崎の例を言われると痛いようですから、これはあとでほかの方に伺ひます。参議院の選挙、七月一日にありませぬ、そうすると六月五日が告示で、一日に行なわれる。この六月五日から七月一日までの間、参議院選挙戦が行なわれてゐる期間、もしくはもう少し延ばして、その前一カ月、あるいはあと一カ月でもよろしい。こゝういふ期間に自由民主党に献金されるお金は、選挙に關してであるか否か。はつきり聞きませぬ。その選挙期間中でもよろしい。六月五日から七月一日までの間

に献金されるお金は、選挙に關してと解釈されますか、選挙と無関係と解釈されますか。

○池田国務大臣 これは、選挙期間中だったら全部選挙に關しという解釈も、私はつきにくいんじゃないかと思ひます。政党というものはやはり、選挙もやりませんが、政策の発表その他もやりますので、その期間中のものは全部選挙だというわけには参りません。やはりその金額の状況とか使ひ方等々から判断すべきかと思ひます。

○島上委員 それは全部、一〇〇%選挙に關しては言えないでしよう。たとえば、党本部に百人の常任の職員がおる、この人たちは、選挙があるなしにかかわらず、月給を払わなければならぬ。その他、選挙のあるなしにかかわらず支払わなければならぬものがある。これは選挙だとは申されません。しかし、今までの幾多の事例を見てもわかりますように、政党に対する献金は、選挙の期日になりますと、図にかければ、一べんに山のように多くなります。ふだんの月ならば二千万か三千万のところ、選挙になれば億といふ金が集まります。従いまして、私は一〇〇%とは申しませんが、九七%か八%までは選挙資金、選挙に關する資金、献金、こつこつに解釈いたしますが、その点どうでしょう。

○池田国務大臣 必ずしもそうはいかないのでございませぬ。私はあまり経理の方に關係しておりませんが、日ごろでも、相当金が要りますので、借金をしておる、借金がずつと泳いでいるというときに、やはり会社の都合によりまして、今まで払うのを、選挙というときには出し、いからというので出したので、今まで出すべかりしものが

そのとき来たのであります。これが選挙に關しては、私は言えぬと思ひます。それは実態を見ますと、いろいろやりくりしておる状況で、なかなか苦労しておるのでございまして、私は、これが選挙に關してではなく、そういうことのないように公明選挙が行なわれているんだ、そうして政党は政治活動をやっているんだ、そうして個人の方の運動費を政党が出す分については、これはおおむね選挙に關して見るべきじゃないでしようか、おおむねでございませぬ、全然とは言ひませぬ。

○島上委員 なかなかうまい答弁をしてはうまい答弁です。しかし、それでは、かりに選挙期間中に五億の献金があったとする。それは、前に五億借りておつたから返した。そうして今度はまた五億借金をして選挙運動に使う、その借金はこの次の選挙のときに埋め合わせる——やはり選挙に使つたことになるのじゃないですか。そんなことを言つたのでございませぬ。私は納得しない。国民も納得しないと思ひます。

時間がありませんから、もう一つだけ伺います。こつこつと会期末も差し迫つたときに、こつこつと大改正を出して参りました。衆議院においても、一人でもあと五日ぐらゐは質問したいと思つておる。これがかりに参議院——どういふことになるか知りませんが、かりに参議院に回ることがありまして、来月になるでしよう。来月でなくて今月ということになりまして、参議院の審議期間というものは非常に短い。衆議院は三月初めに提案されましたから、五十日ほどですね。五十日ほど、週二回審議してきまし

た。参議院の審議期間はきわめて短い。そこで私は総理に伺ひますが、会期を大幅に延長して、慎重審議をして通すというお考えがありますか。それとも、会期を延長しなければ参議院は審議期間がございませぬから、なに参議院なんか審議しなくてもいいという参議院審議権をなされるつもりであるか。これは参議院にとつては大きな問題だと思ひます。公聴会ももちろん開かなければならぬ。衆議院は十五人公述人と呼んだのですから、参議院もそれに近い公述人と呼んでやるということになりませぬ。どう考へても審議期間には非常に短い。この点はどう考へておられますか。

○池田国務大臣 一般の国民の方々には、現行法よりも非常にいい、進歩しておる——、完全ではない、万全ではないという気持ちもございませぬが、とにかく一応相当の進歩だといふお気持ち、国民大多数が持つておられると思ひます。従いまして、政府といたしましては、この国会においてぜひ通していただくたい、こつこつとだけしか申し上げられませぬ。国会の運営につきまして、総理大臣がとやこつこつと申して、今は早過ぎるのでございませぬ、会期の延長は私から申し出るものになつておられますが、ただいまのところ考へておりませぬ。

○島上委員 最後です。きのう実は理事會において、この修正案を提案するに先だちまして、社会党は要求いたしました。自民党修正案の二項、三項は全部削除すべし、一項と四項については前向きの手直しをすべし。これは社会党が主張しておつたことであり、私は国民の多数もそうではないかと思ひます。この四項の修正案をつけたと申しますか、四項による大改悪をした法案は、決して国民がよい法律としてありがたくちようだいなものなものでありません。そこで私も、これを提案する前にそつこつと伺ひたい。それしたら、提案だけさしてはいい。それは提案した後に審議の過程において、国民の声に耳を傾け、野党の声に耳を傾けて、修正に應ずる用意があるかと言つたら、それは大いにあります、こつこつと言ひました。それから、骨抜きになりました三項の、社会党が出した修正案についても取り入れる。取り入れるということは、取り上げて委員会で審議したということじゃないのです。その二点を取り入れる、法律化する、あるいは一点を法律化するといふよりなことについても要求しました。その点についても話し合ひました。修正案を取り入れて法律化する御意思があるかどうか。この四項について、特に私どもが主張しております二項、三項について、取り下げるといふことに關して野党と話し合ひをする、こつこつ御用意がありますか、どうですか。

○池田国務大臣 委員会におきます議論につきましては、私は十分知悉しておりませぬ。しかし法案の取り扱ひにつきましては、練達さんのような各委員と、りつばな委員長がおられますので、私は適当におやりいただくことを期待いたしております。内閣総理大臣といたしましては、これを今取り入れるとか取り入れないといふことは国会におまかせしておる状況でございませぬ。

○島上委員 これで終わりますが、答弁はきわめて不満足で了承できないことを申し添えておきます。

○加藤委員 次に、井堀繁男君。ほから提案されました修正案につきまして、その趣旨を伺つたのであります。明らかに、私どもからはるかに遠のいておると思われ政府原案よりさらに後退したものであります。ことに遺憾に思ひつてあります。この点について質疑をいたしたいのであります。総理の時間の都合もあるやうでありますから、これに關連をいたしました重要な点を一、二お尋ねしてみたいと思ひます。

さきに、たしか二十日であつたと思ひますが、時間ありませんので大急ぎでお尋ねをいたしました。不得要領の結果になつておりますので、この点をますます一度お尋ねをしてみたいと思ひます。それは、今回の選挙制度審議會の答申は、その答申案の冒頭に明らかにされておりますように、選挙の公明化をはかるためには、今回の答申では不十分であることを述べておるのであります。その文章を見ますと、選挙区制あるいは政党制度などの現行制度の根本について検討しなければならぬといふことを明らかにしておるのであります。追つてその答申が行なわれるような意味にもとれるわけでありませぬが、さしあつた措置として、第一、第二、第三、この三つの委員会の意見をとりまとめ答申をするといふような意味が明らかにされております。でありますから、当然われわれが次に期待いたしますのは、選挙区制の問題についてであります。あるいは政党制度の根本に言及するやうな問題を答申するといふことがわかれるわけでありませぬが、政府はこの審議會に、この二つの重要

な事項について諸問をなされる御用意があるかどうか、またそれはいつごろなされようとしておるかを、この際伺っておきたい。

○池田国務大臣 選挙制度審議会の運営の問題でございまして、私からどうこういうわけのものではございませぬ。ただ私の記憶では、この選挙区制の問題につきましては、十分慎重に検討してもらいたいという付帯決議がついておったと思っております。そういう点を考え、また私は選挙制度審議会の方々も、やはり今国会で政府の案を通過さすべきだという御意見の人が多く承っております。これは余談でございますが、今国会でこの案を通過させると同時に、審議会におきましても今後十分御勉強を願いたいと考えております。

○井堀委員 結局、政府が審議会にあつたため諸問をしないで、従来の諸問で答申ができるものと思ひますが、そういう意思がおありのようですか。……このことをお尋ねいたしましたのは、次にお尋ねしようとすることに、また、今自民党から提案されておりますものを含んで審議をいたします際に、非常に重要であるからであります。というのは、今回の答申は全面的ではなくて、その重要な部分であります。ところが、部分的答申が行なわれていくからであります。

そこで、きょうは時間ありませんから、次に最も私どもが重視いたしております点について、また審議会がかなり強力に答申の中に明らかに、かつ具体的にされておりますものについて、お尋ねしてみたいと思ひのであります。それは、三つの委員のうち

第三委員会といわれております、公明選挙運動推進に関する事項を取り扱う委員会でありまして、この答申案全体の中にも、あるいは前文の中にも明らかになつておりますように、この委員会が、一口に言へば選挙の公明化のために答申を出すために懸命の努力をされたというところは、言ひまでもないのではありません。そこで、この答申の中には詳細には出ておりませんが、各委員からそれぞれ述べられておられますことは、今日の腐敗し切つておる選挙を公明化するために、当面の問題として、好ましくはないけれども、この措置を必要とするという意味が、第二の委員会の中で強く述べられておられます。すなわち罰則あるいは制裁を強化するという措置によつて、とりあえずこの腐敗の方向を食い止め、その転換をはかろうとするやむを得ざる措置という意味であるようにとれるのであります。そこで、また第一委員会のように、今日の選挙管理あるいは選挙運動を改善し、合理化していくこととするのは、もちろんでありますけれども、それだけでは目的を達することができない。その目的を達するためには、第三委員会の答申が最も重要になってくるのであります。民主政治を指向しようとするれば、また、国民の要望にこたえて選挙の公明化をはかろうとすれば、どうして第三委員会に主力を置くかということは必然であると思ひのであります。

しかるところ、今回の政府の改正案は、全くこの第三委員会に対しては無視をしておるのであります。少なくともこの法案を提出する際には、この第三委員会の答申に基づいて、具体的な内容を盛り込んだ実施計画を明らかに

して、それに対するそれぞれの必要な法律改正なり、あるいは行政的な措置を明らかにすることが、答申に対する最も忠実なゆえんであると思ひのであります。このことについて、私は自治大臣にも、あるいは立案に当たられた事務当局にもお尋ねをいたしたことが、どこからもその誠意はうかがえないのであります。また文部省所管の事項についても、その関係者の意見を求めたのでありますけれども、ただそういう趣旨を承知しているというだけであつて、従来のもので対して積極的な転換をしていこうというものはありません。わずかに小学校、中学校、高等学校の指導要領の中で多少、要するにその内容を書き変えたという程度のものであつて、この答申にこたえた何ものもなかつたのであります。こういうことであつては、一体政府の答申に対する態度は、根底から間違つておるのではないかとわれわれは思ひのであります。実はこの第三委員会の答申というものは、今日要綱ができておらぬようでありまして、論議の対象にしにくいわけでありまして、たとへば第一は、国民の自覚の徹底をはかろうとしております。第二には、民間運動の協力を積極的に要請をしております。第三には、学校教育及び社会教育の充実を自覚してしております。第四には、広報活動で、民間あるいは政府のあらゆる機関を動員することを期待してあります。この一から四にわたる重要な項目に、全然政府は触れておらぬのであります。わずかに第三の学校教育の問題が、先ほど申し上げた程度のものであります。

そこで、第五に指摘してあります公明選挙推進のための財政措置の点で

あります。これは現行法第六条にも規定されておることでありまして、当然これはこの法律に基づいて、政府はこの精神に従つて予算措置を講じておるべきである。この点についてたびたびお尋ねをいたしましたけれども、二十日のときにも、あなたにもお尋ねをいたしました。従来、ほんのズブメの涙に近い――三十二年にこの委員会でわれわれが強く政府に要求いたしました。よりやく一億、しかも全国各市町村に至るまでこの費用を分けるというのであります。三十五年にややく一億三千万、三十六年に三億にふやして、ことしそれを三億五千万にしたといふにすぎないのであります。これは従来のものでふやしていくという、予算規模の上から比例させましてもはなはだ少額にすぎるのであります。だから、これはお話になりません。でありますから、今回は、この答申案の全体について政府が実施計画を持ちますならば、私どもの想定でも最小限度六百億程度のものを見なければ計画は成り立たぬと思ひます。そこで今回はもう予算も通つたこととあります。現行法第六条に規定してあります。この当然の義務づけられたものを、さらにここで審議会から強く要請されております。に、これにこたえて最低の費用はこの際明らかにする義務があると思ひのであります。そこで、この二点について一つ総理の明快な御答弁を伺つておきたいと思ひます。

それは本年度、昭和三十一年度の予算において、第六条の規定に基づきま

の実施を迫られておられますから、そのためにこれを市町村まで、末端の選挙管理委員会あるいは民間の運動、

ほんのささやかな運動、と言つては失礼です、やつておられる人の情熱に対しては敬意を表しますけれども、その影響力はきわめて狭い範囲でありまして、それだけに對する最低の義務づけをいたしまして、五十億やあるいは百億に近い予算を持たなければいかぬと思ひのです。しかし見ますと、準備費わずかに二百億程度でありますから、予備費の中から流用するとすれば、私は最低二十億程度は可能であると思ひのであります。この最小限度の義務を履行するについて政府は用意があるかどうか。もしそういうものがないとするならば、答申案に対しては制裁の規定だけについて採用した、それも先ほど言ひました、何とかしてのがれようとする見苦しい結果に終わるのであります。これでは審議会の人々の情熱を込めて答申し、さらに今後重要な部分を答申するような気魄といふものは起つてこないのではないかと、こう実は配慮するわけでありまして、ここでははつきり一つ本年度の予算の中において――この第六条規定に基づき予算は、最低二十億あるいはそれ以上の予算を必要とすると思ひます。一つ政府の決意のほどを伺つておきたい。

○池田国務大臣 公明選挙のために公明選挙運動を起し、ほんとうに選挙がrippに行なわれるようにPRすることは、非常に必要なことである。日ごろから私は考へておるのでござい

ます。お話の通りに、三十六年度は従来の一億円を一億三億の三億円にいたしました。そしてまた引き続いて五千万円をふやし、参議院の選挙がありま

て、今年度は四億五千万円見ておるのでありまして、また困ばかりではなしに、地方自治体におきましても、従来に例のない二億五千万円を別ワクとしてこれにとつて、合計七億くらいになつております。これを二年前のそれと比較をしますと、格段の増額と言ひ得るのであります。私は、公明選挙運動に對しましての経費は相当思ひ切つて出したつもりでございます。

お話のように、第三委員会におきまして、非常に強い御希望がございまして、そしてまた、公明に選挙が行なわれなければならぬという強いわれわれの要求もございまして、今後この七億円を十分に使いますと同時に、もし不足するというふうなことがありますれば、私は、重要な事項でございまして、予備費その他から考慮することによぶさかではございません。

○井堀委員 これは数字によつても表明できることであるから、しつこいようではあります。はつきりお答えをいたさうと思つたのは、なるほど三億五千万にふやしたと言つておりますけれども、これは御存じのように全国の選挙管理委員会、ことに選挙管理委員会の実態は、総理御存じないかもしませんが、他にいろいろな委員会がありますけれども、選挙管理委員会がありますけれども、選挙管理委員会の大部分の方々というのは、集會をやるにしても夜分、時間外を、要するに奉仕をされて會を持たれたり、あるいは活動される人々についても兼務が大部分であります。その兼務も自治体のかほそい予算の中からはかなり無理をして供出しておるのであります。その結果、選挙なんかになりますと、金のために多くの事故が起つておる事実はさうたくさんあるくらいであります。

す。今日の選挙管理委員会というものは、法律に規定されておられます。この委員として、予算の裏打ちには、この委員会で言つておられますように、あまりに僅少に失するといふよりは、私は出すべきものを出していいいというに近い僅少なものであると思つておられます。でありますから、こういう機会にこそ私は、政府はその金額を明示して、そういう人々の活動を積極化し、あるいはそういう制度が法律の精神の軌道に乗るようにならうと思つておられます。この答申がなくても当然やらなければならぬことであること、たびたび主張してきたのであります。しかし今回のこのような答申が行なわれた以上、もし政府がこのような二十億程度のものを出し渋るようなことではありますならば、私はこの政府原案に對しましては、国民は全く失望すると思つておられます。われわれも、今後本法案を審議する上に勇気を失うのであります。

そつと意味で、もう予算も通つたこととあります。第五項の答申にだけでも一つこたえられるように、計算を精細にして——私どもいろいろな点を検討してみたいのであります。あるいは、選挙のそれぞれの関係の人々の意見を徴してみますと、二十億でよろしく私は従来の法律が予定してあるような行動に近づけるかと思つておられます。時間がありませんならば自治省の方から御答申を願うような具体的な質問を用意しておるのであります。総理に對してはそれほどのことですが、御相談の上で、この際二十億程度のものは本年度何とか予備費のうちからでも用意するくらいは御答申が願ひたいと思つておられます。

○池田国務大臣 選挙制度に関する答申の六に「公明選挙推進のための財政措置」こういふ答申が出ております。「民間運動及び選挙管理委員会の常時啓発活動の積極的な展開を期待するたためには、現在の予算額に余りにも僅少であるので、大幅な増額をはかること。特に、市町村における末端組織の活動の強化のための経費の増額について特別の配慮をすること。」こう載つておられます。私はこの点につきましては全く同感で、前からこういふ氣持を持っておつたのでお話し申し上げたやうな状況でございまして、組織いたした初年度につきましては三倍、そしてまた、お話の通り、従来は政府がそれをし出して、地方ではほんとうに公明選挙運動に實際出たか出さなにか、なかなかはつきりしない点が多かつた。そこで今度は、地方におきましても、地方にひもつきに二億五千万円出すようにいたしてあります。従いまして、われわれといたしましては、やっぱり国民のあれでございまして、十分計画を立てまして、必要な金は、最も重要な事項でございまして、私は十分考慮いたしたい。今ここで何十億といふことはちよつと無理でございまして、御趣旨の点は十分私にはよくわかります。この程度で、今金額を申し上げるといふことはちよつと御容赦願ひます。できるだけ公明選挙のための経費を支出するといふこと、ここでははつきり申し上げます。

○井堀委員 これは、もう時間もありません。後刻自治省に実施計画をぜひ一つ出してもらわなければいけません。そこでもう一つ、来年度の予算計画を組む上に、具体的な配慮が当然要請されていると思つて、自治省はこれを実施計画をつけて要求されるものと思つておられます。この点についても自治省だけの考えでは、先ほど言つたように、私は第五項だけをあげたのであります。私は、一頃から六項、特に私は二項の民間運動などのあれについては、相当の予算が必要と思つておられます。それから広報活動を活発にしようということになりますと、この中にもいろいろな監視覚器材などを啓発のために使えと言つておられます。やはり相当の財政的裏打ちがなければならぬ。そういうために来年度は一つ新しい、そういうものを盛り込んだ予算を立てておきたい。意があるかどうかを伺つておきたい。

○安井国務大臣 できるだけ御趣旨の線に沿つて、来年度は特にまた善処したいと思つておられます。

○井堀委員 総理大臣、今の自治大臣の発言を裏打ちするかどうか。

○池田国務大臣 私は、自治省から出た案をどうしように、自治省と積極的に話し合ひをいたしまして善処いたしたいと思つておられます。

○井堀委員 今の発言を重視いたしまして、来年度の予算はこの実施要領をつけてぜひ一つ実現することを強く要望いたして、私の質問を終わります。

四名提出の修正案について、参考人より意見の聴取をいたします。参考人各位においては、御多用のところわざわざ御出席下さいまして、まことにありがとうございます。これより、参考人より意見を聴取いたしますのでありますが、理事會の申し合わせにより、参考人の御意見の開陳及びこれに對する質疑については、合せて一時間三十分以内とし、参考人の御意見の開陳を大体二十分程度以内にお願ひいたします。そのあと質疑に入ります。

○四宮参考人 私は弁護士をいたしておられます。公職選挙法の一部改正法律案の審査につきまして、高橋英吉氏外四名提案の修正案の参考人として本委員会から呼び出しを受けましたので、意見を開陳いたしたいと思つておられます。

私は、簡略に私の経歴を申し上げておきたいと思つておられます。私は弁護士であると同時に、選挙につきましては大正十四年以來、東京の区會、市會、府會さらに都議會議、衆議院と、もう十六、七回自分の選挙をやつておられます。それに、人の衆議院の選挙事務長あるいは総括主宰者といふようないろいろな役目を仰せつかつて、たくさんいろいろな選挙に関係いたしておりました。そういう関係で、きょうは私の体験から割り出して、この問題に對して私の氣持をお話し申し上げてみたいと思つておられます。まず最初には一般的なことをお聞き取りをお願いしたいと思つておられます。私が最初立候補したときには大正十四年



ものを基礎に計算されたもので、そんな、前の演説会のいろいろなことがどうあろうがあるまいが、こういふようなことはこういふようなことで、また別個に費用計算を認めるべきものである。皆さん方が、実際に即してない、この選挙費用は適正でないというので、今選挙法の費用を増額しよう、適正でないことが何人にも想像できるからこの改正という声が盛んになっておる。この改正というものは、選挙期間中における選挙の費用であつて、これを他から持つてきて、他の期間における選挙演説費用をこれに通算すること、これはまた非常に一貫しないものがある。そればかりではなしに、そうなるべくと、費用超過の問題等の違反が次に起こつてくるようなおそれも相当にあると考へます。選挙中の計算がどうだ、あのときはどうだといふようなこともこれに加つてくると思ひますので、その点から見ても、もう少し何とか他に適当な方法があれば――

政党法というお話も承つておられますけれども、政党でも現在では何せいろいろな政党がありまして、どうも一体どれだけのものを政党として認めていくかという問題等も、だれでも、一人一党でも、どれでもいいじゃないかといふことは――政党のあり方その他について考へると、相当考慮すべきものがある。これらの今の法規から見ると、何人も個人で立候補できるので、政党に關連せず選挙法はこれを認めておるのですから、これらの点を勘案しながら、はなはだしい不公平にならないように、諸般の道を考えて後にこれは是正をされると思つたらば、これまた非常にいい案として一応考慮に加えられる必要があると思ひますけれども、現状をもつてしてはどうかといふふうには私は勘案されるのであります。

それから第二点の、選挙運動に従事する者がいわゆる報酬をもらへるかどうかという問題であります。この問題も相当審議会、委員会等でもいろいろ論議的になつたのであります。私が選挙運動に今まで携つておる中では、労働者というのがある。労働者というのには、御承知の通り機械的に選挙事務に従事する者であつて、張り紙を張るに於いても、何せ単なる意見をお願いしませんが、言えないというふうな立場の選挙関係者ですから、今まではどうかといふと、それに運動員がつかひ添つて張り紙を頼みに行くといふふうな、こゝろに複雑な関係で選挙をやつておつた。これは皆さんもさういふふうな関係にあると思ひます。やはり選挙運動をやるのには、何せそれでありますから、これはだれが張つたかといへば、その選挙の張り紙をしてあるだけで選挙運動者の頭の動きといふものがわかるくらい、選挙運動にはボスターの張り場所さえ皆さん大きな苦心をされるのであります。さういふ場合にやはり人の必要があるし、かつては選挙運動のボスターを自分のうちへ持つて歸つて隠した労働者があるし、昔ピラ配りがありました。演説会のピラを半分ばかり川に流してしまつたといふような事例もあるのをごさいます。機械的労働者といふのはそのく

なりが一番効果があると思われるところに選挙のピラを張つて歸る。労働者をわざわざ連れて行ってその人にやらせるか、その人だけが行って張るか、さういふ問題を私は勘案したときに、やはり経費の実際化の上から見ても、どうしてもこれはある程度の報酬といふものを与へる。通常社会の通念によつてこれは与へる。さうして自分の家庭の紛争を起すことは、選挙に対して非常な反感を持つようになるのであります。家庭でもさうです。女房が選挙に対して反感を持つといふような感じは、これは選挙の思想に対する影響がはなはだしいと思ひます。選挙を熱心にやる家庭こそほんとうに日本の政治を明るくするものだといふような感じを持たしていただくことがむしろ適當ではなからうか、私はかように考へておるのであります。選挙運動といふのは、皆さん方も御承知でもありまじやうが、だれでもしつとを引つぱつていつてすぐに使えるものではない。選挙は、やはりことし経験をした人を来年やはり頼まなければならぬ。選挙の経験者であれば、ボスターを張るのにも、演説会場に臨むのにも、一挙手一投足が必ず敏速に、しかも法規の關係からいつても十分できるので、同様に人間を毎選挙々々ただ使

つておるといふようなことになる。また選挙に對していやな感じを家庭に持たせるばかりでなしに、――ことに最近になつて社会の思想が非常に変わつてきました。私の昔選挙したころには、国民の生活にゆとりがあつて非常に楽であつた。それが最近ではだんだん生活が、その日働かなければその日が食えぬといふ切實な生活状態になつたから、それが選挙に關係するものでしょうが、なるべく金もけに行つた方がいといふような考へ方が最近では非常に強くなつておることは皆さん方も御了解できると思ひます。さういふ時代の変遷といふものから、昔の選挙思想をそのままに、殿様がじつと座り込んで、村の有志、町の有志がほんとうに羽織を着てそろそろつとやつておつた、さういふ時代の考へ方であつてはならぬ、さういふ私は、私の体験から申しましても考へますので、やはり適正な費用、報酬は与へて、さうして何度の選挙にでも進んで一つ先

生のために奉仕しようといふ意気込みでいく選挙でありたいと、私はしかく考へておるのであります。

それから第三点の講演会の問題であります。これは一、二、三、三つに分かれておるようでありますが、要するに接待費とか、後援団体に対する寄付とか、旅行とかいふような問題とか、あるいは候補者自身が寄付するとか、団体が対選挙民に寄付するとかいふような問題の制限に関する法律であるのであります。百九十九条の二にも、またこれに近い趣旨が規定されておるようでありまして、この改正法規に對

しては、当該選挙に關して、といふ問題が、皆さんの相討論議になる原因であらうと思ひますが、いろいろと私がさきに申したように、これは実にあやふやな抜け道があるようなないようになさるる法に匹敵する法律の考へられる。

これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか

か、これを二つに解釈してみますと、選挙の期間の問題が一つ論議になる。一つは金の性質がいろいろ論議になる。この二つの問題が当然論議になる。けさからいろいろと考へてみたのですが、この修正案は全部禁止のか



こういふ二つの精神の上に私はあの選挙制度審議会の答申が作られたように思ふのでございます。この二つの精神だけは私はずいぶん政府においても守つていただきたし、また国会においても守らるべきものである、こういふふうに審議会の一員として確信をいたすわけでございます。

まずそつと観点を立ちまして、この修正案の第一の点でございますが、「衆議院議員及び参議院議員の選挙の立候補予定者が立候補届出前において演説会を開催することが出来る旨の規定を削り、個人演説会についての規定は現行どおりとすること。」こういふこととでございますが、こういふように選挙前におきまして百回を限り演説会をやることのできるようにいたしましたのは、審議会がもととそつとどういふふうに考えたのでございますが、これは先ほど言いましたように、できるだけ言論という点を重視し、そしてその面におきまして、国民に候補者の意見ができるだけ徹底するようにしていくという考え方の上に立つて、こういふ規定を設けたと思つてございます。従いまして、この規定が全部削られてしまつても、もつと通りになつてしまつてしまつてもございまして、この選挙制度審議会の重大なる根本精神というものが、じゅうりんされることは考へるのでございます。この意味におきまして、私はこの修正には反対でございます。

その他の不正を防いで選挙を公明に行なうという観点に立ちまして、機械的な仕事をやる者につきましては報酬を支払つてもいいけれども、しかしながら選挙運動をする者については、実費はいが報酬は支払わない、そつと観点に立つて答申をいたしたと記憶いたしておるのでございます。そつとせんと、運動員に報酬を支払ふといふことになりまして、これは運動員が三十名使えることになりまして、そつと二十日間運動ができますと、延べ六百人といふものが報酬をもらふことになりまして、これはその本人が報酬をもらふだけでなくて、そつとことになりまして、その知人であるとか親戚であるとかいふものにも累を及ぼすことになりまして、まあ介入するといふことになりまして、非常に重大な問題になると私は思つてございます。これはやはりあくまで審議会の答申を尊重していただきたい。この修正案をお出しになりました理由によりますと、一般の選挙運動といふものと機械的、事務的な仕事との区別がつかぬといふこととでございますが、これはつかぬといふばつかぬのでございまして、まあたつとつかぬといふわけでございます。全然つかぬとも言えないのだと思つて、何でもこまかくそつと人間的に見て参りますれば、それはさかばかりでない面が出てくることと考へます。この修正は、選挙の機械的の事務といふことを、ある政策に共鳴をする、あるいはある候補者のために共鳴をして運動をするといふこととは、これはまた別個の問題だと思つてございまして、特に、選挙運動をする、ある候補者を当選させる

ために運動をするといふことは、いわば公の仕事でございまして、単なる個人の仕事ではないわけでございます。従つて雇われて報酬をもらふといふような考え方のもとにやられるべきものではない。そつと考へ方では、このような者に報酬を支払ふといふことは間違ひである。これはあくまで審議会の答申通りに報酬を支払ふことにしなければ、選挙の公明を期する上において重大なる支障が生ずることになる、このように私は考へるのでござい

それから第三の問題でございますが、これは後援団体が選挙区内に對して、選挙期間だけは寄附したり供応したりすることはいいけない。その選挙期間といふものが不明であるから、これも選挙期間の期限を一定しようといふこととでございますが、その範囲はどういふふうになるかといふことを承りますと、何でも参議院につきましては選挙前三カ月、衆議院においては選挙前二カ月からだといふこととでございますが、これは後援団体が供応するといふよりなことを禁止する目的を十分に達成することは不可能であると思つて考へます。なぜかと申しますと、衆議院の解散の翌日から、これはもつと選挙に入るわけでありまして、これを禁止することは当然で、何もこつと規定を特に設ける必要がないといふことである。こつと規定を審議会が設けることにいたしましたのは、最近後援団体が非常にたくさんでございまして、その面におきましていろいろ弊害が生じておるといふことに着眼をいたしまして、これを禁止しなければならぬといふ大きな観点に立つて、これを見

ておるのであります。従つて、選挙に

関しといふことが、法律上いろいろ問題があつて判明でない。裁判所に行かなければわからぬといふより、今の四宮さんのお話でございますが、法律にこまかく書きさすればいいのではない。法律に書くことによつて、かえつてわけがわからなくなるのであります。事実におきましては選挙のために使つた金でも、選挙の翌日から禁止するのだから、その前まではいいといふことになりまして、これはまさに、法律に明記したためにかえつて不明になつてくるわけでありまして、どうも法律をおやりになる方は、何か規定に書けばいいといふようにすぐお考へになるのであります。この選挙制度審議会の答申といふものは、そつとどういふことか、観点からではなくて、日本の民主主義の基礎が今や非常な危機に立つておる、これを何とかして改めなければならぬといふことは国民の要望である。そつと望にこたへるために大きな、高い見地に立つてこれをきめたのでございまして、その点はぜひ皆様において一つ御考慮をお願いしたいと思つてござい

それから第四番目の連座の対象となる地域主宰者、これも数地域といふのがわからぬといふこととでございますが、数といへば一つでないことはきまつておるのでございまして、これは二つ以上でございます。そつとことを言へば、中小企業と大企業とに區別があるかといふことになりまして、そつとどういふに言へば、何でも理屈がつくのでございまして、私は明白であると思ふ。常識的に明白である。で

きるだけこの公職選挙法といふものは国民の常識に沿つてお作りになること

が正しいのであつて、一々法律に照らして考へてみなければわからぬようにお作りになることとせよと不明である、このように私は信ずるのでござい

まして、その地域ごとに主宰者ができ

そのほかに、おそくは選挙制度審議会の委員のうち、こつと



うな一つの政府といいますが、そういうものの特権によってむやみに解散されたのではたまったものじゃありません。これは私が申し上げるまでもなく、吉村先生御承知でしょうが、解散制度というものはイギリスの君主制度のなごりであって、君主の懲罰権、君主に反抗したところの国会に対する懲罰権の行使として解散権というものが歴史的に生じたことは御承知の通りでありまして、今日は民意を問うという形には変形してはおりますけれども、君主制であるところのイギリス以外には、その解散権というものはありません。あつても有名無実で、御承知の通りでございまして、解散なんかというものをそり軽々しく放言されてはわれわれはたまったものではない。個人としてもたまったものではない。個人けれども、個人はともかくですが、われわれの背後の選挙民、そういうような選挙民の意見を没却するということになりますので、これは慎重に一つお話しを願いたいと思います。

そういうことを前提といたしまして一、二御質問申し上げたいと思っております。第一に、一項の問題ですが、これは私の提案理由の趣旨弁明にも申し上げておりましたのでおわかりと思っております。お言葉のあげ足をとるわけではありませぬけれども、今度の公明選挙を目標としたところの改正案の二つの柱のうちの一つが選挙費用を少なくするといふような点、ところが公示以前に、事前に百回も演説会が開催されるということになったら、これは費用の点からみ形式的に計算しても、どのくらいになるか、かりに一回五千円といたしまして五十万円、三千円としても三十万円、一万円にするにとすると

百万円要るわけです。いわんや、答申案では無制限だということになっておったと思いますが、この費用が大へん要るといふこと、これは金のかからぬ選挙という大きな柱に反しはしないか。これを一つお考え願いたいと思ひます。

それから、言うまでもないことでございしますが、選挙が終わつてからすぐ選挙に入ることになります。し、とにかく百回選挙とか、年中無休選挙とかいふふうなことになるおそれがあるのをごいしますが、その点に対する大弊害、この深刻な弊害、金がかかるということ、そういうふうにもう年がら年中選挙をしなければいかぬという大弊害、これに対してどういふふうにお考えでございしますか。

○吉村参事 答を申し上げます。党利党略とかあるいは個人本位でございするのを考えておるといふふうに考えるなどというお話でございしますが、私も一言もそんな党利党略であるとか、個人本位だとかいふことを申し上げたことはございせん。皆さんは皆さんで、おそろしく正しいとお考えになつておるのだらうと思ひます。けれども審議会の委員は審議会の方で正しいと考えておるのでございまして、両者の意見が平行線を進んでいく以上は、これはやはり審議会に一度説明されることが妥当だと私は思ひのであります。何のために審議会を設置されたか、何のためにその答申は尊重されたか、何のために書いたのか、これは皆さんがおきめになったことではございまして、私どもがきめたことではございせん。この問題は私の意見の方が正当であると私は信じております。

それから、言うまでもないことでございしますが、選挙が終わつてからすぐ選挙に入ることになります。し、とにかく百回選挙とか、年中無休選挙とかいふふうなことになるおそれがあるのをごいしますが、その点に対する大弊害、この深刻な弊害、金がかかるということ、そういうふうにもう年がら年中選挙をしなければいかぬという大弊害、これに対してどういふふうにお考えでございしますか。

それは君主が懲罰をするためとおっしゃいましたが、私はまだそういう意見を見せません。三十数年間政治学を講じておりますけれども、私はそんなことはないと思ひます。議院内閣制というものは、そもそもできましては一九二二年から四二年にかけまして、ウォルポールが議院において多数党のゆえをもつて内閣を作つてからであります。その点になりますと、内閣制度の起源、解散、そういう問題について二時間くらいかかつて講義をしなければなりませんので、これはやめておきますが、これは私を信じて下さつていいと思ひます。現在は、少なくとも議院内閣制のもとにおきましては、チェック・アンド・バランスの関係から、一方が不信任案権を持つておれば他方が解散権を持つておるといふふうには解釈されておるといふことは、これは私の曲がった解釈ではないのでありまして、普通一般にそういうふうには信じられておるところであらうと思ひのでございします。

私はむやみに解散をやれということではございせん。なるほど自民党は三分の二の多数を占めておられますけれども、皆さんは御自分の選挙を自分でおやりになつておりました御経験がおありになりましたら、われわれはわれわれでもた多数の人間を使い、相当の費用をもつて選挙の実態調査をやつておられますので、この実態調査の結果によりまして、自民党に投票されたからといって、必ずしも政策的には自民党の政策を支持されておるわけでははないのであります。たとえばあの大きな問題、国論を二分したような安保条約改定問題でございしますが、この

問題は皆さん御承知のように、日本の世論を二分した非常に大きな問題でございまして、しかもこれにつきましては、御承知のごとくアイク訪日が中止され、岸内閣がそのために退陣し、池田内閣ができて選挙も行なわれた。そのときに、あなたは一体安保条約改定に賛成か反対か、そして他方におきまして、あなたは自民党に投票されたか、社会党に投票されたかということを開きますと、その間にそこしておるものが三十多数に上つておるのであります。その他、この例はまだ多数述べることができませんが、きょうのことなどを申しておりますと一時間も二時間も長くなりますからやめておきますが、非常にたくさんそういう例がございまして、多数であるからといって、それで国民がすべての政策についておまかせを申し上げたというわけのものでは断じてございせん。ですから私は何の問題についてもやれと言つたものではございせんが、先ほど申しましたように国民から見まして、皆さんから見るとさほど重大ではない、ほかの問題が重大だとお考えになるかもしれませんが、私も国民といたしましては、新憲法と旧憲法の違つたところ、はわれわれに主権が与えられたところ、一点、ほかに何の違つたところがあるか、大して違つたところはない。その主権を行使する場所といふのはこの選挙以外にないわけではございせん。で、こういう重大な問題については国民の意見を聞いてもらいたい。皆さんは、先ほど高橋さんもおっしゃいましたように、この問題は共通のルールでございまして、どちらの政党に味方していいわけのものじゃございせん。私も、どちらの政党にも味方していいわけではございせん。たまたま今社会党と一致しているだけでございまして、私は社会党の党員でもなければ何もございせん。ですから、ときには社会党に向かつて批判をしたことも今までにございします。私は全く中立でございまして、全く一個の公正中立な国民として考えたのでございしますが、今度のやり方だけはあまりにもひどいと思ひます。現に長谷部君なんか非常に憤慨されておる委員をやる。審議会の者は何か頭が変だとか何とかおっしゃいました。これは私にはちよつと高橋先生の……(高橋(英)委員)「そういう人もあるというのです。私が言つたのではない。」と呼ぶ)「そういう人は一人もないと私は確信しております。これはちよつと言葉がすべられたことだと思つたのであります。そんなものは私はどちらでもかまいませんが、私は少なくとも審議会を構成されている方はいづれも相当の経験を持ち、学識を持った、皆りつばな方であつて、それぞれの立場がございまして、まじめに熱心にあの問題と取り組んで、とにかくもああいう結論を出されたのだと思ひます。従いまして、私はなんでもかんでもこれを尊重せよといふのではない。もしこういうことをおやりになるならば、前のときに、政府がお出しになるときでさえこれは報告をされておるのでありますから、この問題につきましては現にすいぶん不満はあつたのでありますから、この問題については一つ審議会の意見を聞いてもらいたい、こういうことを要求することでは決して不当の要求ではない。それをどうしてもおやりにならぬという方が私は国民としてよほど納得がいかな

い、こう思つたのであります。どうい

議論を高橋先生とやりまして、結局はやはり平行線を走ることになるだろう。そうならば、結局最後は主権を持った国民にこれを尋ねるよりほか方法がないではありませんか。もしそれがおやりならば審議会の意見を尊重しておやりになれば、解散なんかやる必要はないのでございます。ちょっと解散をわれわれは要求するものではございません。そういうわけでございます。

それから第一の問題で、費用がかさむということでございますが、一体どういふ演説のやり方をおやりになるつもりかと私は思うのであります。われわれも、学校でございますが、しゅつちゅう演説をやっております。そんな費用がわかるものじゃございません。かければ幾らでもかかります。こういう問題は、アメリカあたりでは一年じゅう選挙演説を候補者がやることを認めております。アメリカあたりでは、十人か十五人の少数グループに皆候補者が入っていきまして、そうして隔意なき意見を遂げるのであります。それでなければ民主主義の基礎であるところの選挙というものがうまく行なれないことは当然だと思ふ。ただ選挙のときだけ一べんの演説をやる、それも大してたくさん集まらぬ。私は候補者の皆さんがめんどうでも小さなグループにだんだん入っていかれて、その民の意見をよく聞いていただく。皆さんが演説をやらされるだけでなく、国民の意見を聞いていただきたいというのが、私どもの希望でございます。これは演説会となつてはいるから何かこう大言壮語するように見えますが、そういう意味ではなくて、これはどういふ名前をつけてもいいと思ふのでござい

ますが、私は大して費用はかからぬという認識に立っております。またかかるといふのも、そういう費用までも制限しようというのではなかったと私は思ふ。私はその不正なるために使われる費用、そういうものをあくまでも取り締まらねばいかぬというので、どうしても必要な費用、それはやむを得ないのであります。少しづつ費用がかかりました。ほんとうに公明な選挙が行なわれまして、われわれの意見が如実に政治に反映されるということでございます。ならば、だれもこれに反対するものはないと私は常識上判断することができると思ふのでございます。

アメリカにおきましても、そうであります。これも実地調査によつてわれわれは知つたのでございますが、選挙民が一体どういふような気持から候補者に一票を投ずるかというところでございます。いろいろな大演説会において演説を聞いたとか何とかといふのは、少くないのであります。小さなグループのいろいろな話をして、そこでいろいろな影響を受けて一票を投ずることになるわけでございます。従つて少数グループに皆さんがおいでになりまして、皆さんの意見を伝えられ、またその意見を聞かれるということこそ、民主主義の根底をなすものである。これなくして、ただ民主政治、民主政治と憲法に書いてある、あるいは皆さんがうたわれただけでは、断じて日本の健全な民主主義の発展を期することはできない、こういうふうには私は信じますので、この点はちつとも差しかえない、このように考へておるものであります。

○加藤委員長 この際、参考人の方並びに質問者にお願ひいたしますが、質問者も要旨を簡潔に、また参考人の方も御返答は要点を簡単に、時間の制限がありますので、あまり横道にそれなうようにお願ひいたします。

○高橋(英)委員 そういふふうな制約がありますから、ここでやりますと、参考人の方に対して、一応お願ひ願ひたのに対して敬意を表さなければいかぬし、少し弱いところ、痛いところをつきかけますと、島上君初め社会党さんが、そんなにいじめるな、いじめるなと言いました。いろいろいじめるな、平行線になりますから申し上げません。ただ解散権が懲罰権のなごりだといふようなこと、これはお知りにならぬと思ふ。日本でも、明治憲法の官僚内閣といふものは、要するに解散というものはみんな懲罰解散ですよ。それで、あなたの言われるのはおかしいと思ふ。君主国、君主制のない国で解散といふものはなかつたわけですよ。まあそれはいいです。今、実情にうといよりますから、一つの具体的な例をあげますと、演説会をやつたからといって、東京からただで行けるわけではなく、宿屋に泊まる金と金を払わなければいけません。二千人なり、三千元の宿泊料も払つてやらなければいかぬし、とにかく一回の演説会をやつてどのくらい費用がかかるかということがおわかりにならないから、こういうふうな議論になるのだからと思ひます。しかし、そういうふうなこともよろしゅうございませぬ。一々反駁しておつたら切がございませぬから、いろいろ言つておられますと、また社会党から、いじめるな、いじめるなといふことになりま

すので、申し上げませんが、要するに吉村先生の議論は、私どもから見ると非常に片寄つたように思ひます。安保条約の問題でも、私は審議会で申し上げたのですが、国会議員は何も安保問題とか何とか、個々の政策とか何とかというだけで言つておるのではなく、従つて、ある候補者を支持した者が、安保条約に対して反対の意見があつても、より以上に重要なことについてその候補者とその党と意見が一致するがために、多少意見の相違がある者でも、これはその人間に投票するというふうなことで、十が十、百が百、意見が一致しておるわけではございませぬ。安保条約のごときも、私どもからいいますと、全学連に少し共鳴したのもあります。しかし、われわれの地方は後進的な地域かもしれませぬけれども、安保条約のごときは、逆に安保条約を支持したために不利益であつたのではないかと、そういうふうな団体でそういう不利益があつたのではないかと思はれるくらいで、非常に片寄つたような議論といひますか、一議論しても尽きませぬから、私はあえて御答弁をわすらわしません。ただ一点だけ、吉村先生と二、三昼夜にわたつて議論をしてみたと思ひますという意思表示をして、私の質問を終わります。

○吉村参考人 高橋先生、御自分だけおつしやつて、答弁は要りませぬといふふうなお話なんです、これは非常にアンフェアだと私は思ひます。そういう問題がおやりになるから、こういう問題がアンフェアになつてくるのであります。いやしくも人におしやべりになつたら、答弁をさせるということは当然のことです。演説会に費用がかかる、しろうとだといふお話をございませぬが、応援弁士など頼むから費用がかかるのであります。応援弁士なんか頼まなければ演説会が開けないといふのは、候補者の力がなからぬのであります。

それから、私申し上げます。私は何も片寄つたことを申し上げておるのじゃないのです。厳然たる統計に基づいて数字を申し上げておる。私の主観的な意見を申し上げておる。これは何百名といふものにつきては調べたところの統計数字でございます。(高橋(英)委員)人口は一億ですよ、と呼ぶ)それが高橋先生、おわかりにならないで困るのです。

○加藤委員長 各自の発言は、御遠慮願ひいたします。

○吉村参考人 最近の調査方法は、何でも広くやればよいといふのじゃないのであります。これは少なくとも最近の最も新しい調査方法に基づいてやつたのであります。それによりまして、有力者、顔役から勧誘された、これが何と四五%あるのです。都市についても農村につきましても、そういう統計的数字をお見のがしになりまして、私どもは何か象牙の塔に立てておつておる単なる書物の虫のよりにお考へになると、とんでもない間違いだといふことだけ申し上げて、いすれ高橋先生とは他の機会におきましてゆつくり相まみえることにいたします。

○加藤委員長 次に、島上善五郎君。

○島上委員 毎度ながら私の前におやりになつた高橋先生が大へん時間を費やしましたので、私は簡潔に二点だけ吉村先生に伺ひます。

大体私どもの考へと共通で、意を強うした次第であります。修正の第一

点です。これは審議会の答申の重要な柱をまた一本折ってしまった、こう私も骨抜きにして、今また残った柱の一本をへし折ってしまった。と申しますのは、答申の思想と申しますか、この考え方の一つには買収、供応等の悪質違反の取り締まり、処罰は厳にすべし、ささいな形式犯、特に言論の運動は伸び伸びとすべし、こういふ考え方に立っておると私も解釈しておる。そういう点から申しますならば、告示前の言論による選挙運動、これはさして弊害がないわけですから、自由にしてよろしいのじゃないか、私もそう考えます。ただ問題は、告示後の個人演説会と同じような形式で百回やる、また告示後の個人演説会と同じようなポスター、これは告示後は御承知のように枚数制限がありますが、告示前は制限ない、それからチラシも枚数制限なしにまけるというところに、経費の点から多少問題があると思えます。そこで、私もこのままでも経費をかけないでやる方法もありますからよろしいのですけれども、そういう点で多少問題があるならば、これは個人演説会という形式ではなしに、政党の演説会その他の集会、そういう集会へ行つて、候補予定者が、私はこの次に参議院に立ちますからとか、あるいは衆議院に立ちますから、かくかくかよるな考えで立ちますからよろしく、程度のこと、何の弊害もないと思うのです。経費も、もちろん個人負担の経費はかからないと思つておる。現行法においてこれは禁止されておるけれども、事実上やっておるのです。私はせんだつて一つの卑近な事例をあげましたが、安井自治大臣が四月一日の

八芳園の秋田県人会の総会に行きましてやっておる。今度秋田県の地方区から自民党の長谷山行毅君が立ちますからよろしく頼む、これは現行法からいへば選挙法違反で、ほんとうは私は追及したいのですけれども、そういう言論による程度のことでは弊害はないからよろしいと思つておる。その他、たとえば現行法を頭の中に入れてやらざるにしましても、私は立ちますからよろしく言わぬで、要領よく言い回しさえすればひつかからぬのです。たとえば、私は党において次期の衆議院候補として公認決定されました、告示になりましたら皆さんにお願いにきますけれども、きょうのところは御報告申し上げておきます、こう言つたら選挙違反にひつかからぬのです。そのちよつとの言葉のあやと申しますか、言い回しだけでひつかからぬのですから、それならば、私はやりますからよろしくお願いしますと言つたところで、経費の点で多少問題があるとするならば、政党の集会において言論による選挙運動はよろしい、こういふ直し方をしましても答申の精神はここで生かせると思つておる。それすらしない全面的に禁止してしまふという事は、これは答申の精神を、重要な残された柱の一つをへし折ってしまふものだが、こういふふうで考えておられます。その点をも一つお伺いいたします。それからもう一点は、いわゆる運動員、選挙運動に携わる者の報酬です。これも先ほど先生がおっしゃいましたことまで尽きているようではありませんけれども、私は実はこの点は非常に重要視しておるのです。これは一つは、買収を容易にするものです。おそらく取り

締めり当局はこまかい買収に対しては、手をつけることが困難になつてしまふ。二千円、三千円程度の買収に對しては、手をつけることが非常にむづかしくなつてしまふのではないかと。これは、報酬は七百円、これに宿泊費とか、交通費とかあるいは弁当代とかを加算しますならば、二千円程度のもは出せるわけですが、買収にならぬ。それが一日に三十人、二十日間で六百人ということになりますならば、二千円、三千円程度のものは前渡しも可能だといふ解釈ですから、そうしますと、十万円、二十万円といへばこれは別ですけれども、二千円、三千円程度のものならば、買収だといつてうっかり手をつけることが至難になるのではないかと。そういう意味で買収が容易にされるという危険性がある。

もう一つは、現在の選挙法の建前を大きく変更するおそれがある。と申しますのは、先ほど先生もおっしゃつたように、国民の側からの運動、私は現在の選挙運動の実態は、候補者及び政党が国民に呼びかけてお願いする形と、国民の方からこの人をぜひ出してやりたいという推薦の運動の形と、二つあると思つておる。むしろ国民の方から推薦する、ぜひこの人を出したいという運動が本来あるべき姿で、そういう運動を助長強化していくべきものではないか、こう考えます。そうだとしますならば、国民がこの人を出したいといふて推薦する場合の運動員、そういう広い意味の運動員には、報酬とところで、時には候補者が必要とする経費まで持つてやろ、こういう形になることが一番望ましい姿だと思つておる。現行法はそこまではつきりはしており

ませんけれども、建前としては、運動員には報酬を払うべきではないといふ建前は、物の考え方、思想としては私にはないかと思つておる。それを今度は、政府案でも事務員には報酬をやることになつておるのですから、それをわざわざ選挙運動に携わる者、ただし事務員とあつても、その場合に広く解釈して運動員に報酬を払ふといふことは、建前を容易にするばかりでなく、その建前を壊すものである。そういう危険な要素を含んでおるものではないかと。こういふ意味において私もこれはこれを非常に重視し、強く反対して行くわけですが、先ほどの第一点と、今の点に對するお考えをもう一度伺いた

い。なお、この点につきましては、実は御参考までですが、自民党の尊敬する長老一松定吉という人が、自民党の総会においても同様に、これは買収の道を広げるものであると反対意見を述べられておることを、私もは仄聞いたして居るわけでありませぬ。

○吉村参考人 私は今度のこの選挙制度審議会の答申というものは、いわば過渡的なものであるといふふうで考えているのであります。ほんとうは政党といふものの組織が日本に確立されないうちに、政党といふものが近代的な政党にならなくともイギリスの政党のような形にならば、こゝいふ問題はあまり法律で規定しなくても、おのずから解消されることになるといふのであります。従つて私は理想としてはそやうなことを希望いたします。政教がなかなか近代化しない、そこで近代化するまで待つておればいつになるかわからない、あるいはずっとならぬかもしれないというおそれがございませぬので、その期間の措置としてこゝいふような選挙法を制定することが望ましいといふふうで考えて居るわけでございます。

公述人も参考人も要らぬ」と呼ぶ。いや、そういうわけではございません。応援弁士が要らぬということでは、参考人が要らぬということではない。どうも早まったて困ると思いません。ゆつくり聞いていただきます。あまり急がぬようにしていただきたい。私が言わぬことまで想像しておっしゃられるのは、まことに困る。高橋先生の頭もこのりっぱですが、私の頭もりっぱだと思えます。私の言うことを高橋先生が代弁せられるのは困ります。

私はこの一の問題につきましては、いろいろの西洋の実例にかんがみましても望ましいことであり、選挙制度審議会の答申の精神もここにるのでございまして、これをもち通りにしてしまふことは、まさに選挙制度審議会の答申の精神をじゅうりんするものと、先ほど申したようにかたく信するわけでございます。

それから次の、選挙運動員に一定額の報酬を出すことでございますが、これもほんとは、政党制というものが確立いたしますと、こういう問題は必ずから解消されてしまうのでございまして、そういう事態が私は望ましいと思っておりますが、今とにかく非常に腐敗が行なわれまして、何とかこれを防止しなければならぬということが今度の選挙法改正の眼目でございます。そのために不当な、不便な、なそういふことはやめた方がよろしい。こういうふうな運動員にまで報酬を出すことになりまして、今おっしゃいましたように、この報酬ということの区別がなかなかつけにくい、非常に困る。こういうことに金を使うことを厳に禁止すべきである。演説会に金

を使うのは、少々要ったつて——要らぬようにもできませんし、何も驚くことではないのであります。こういうことこそ大事なことであり、いわばアリの穴か堤防がくずれることになる。そのアリの穴に相当するものであるといふふうな考へるわけでございます。

○加藤委員長 次は、松本一郎君。○松本(一)委員 大へんごつこうな話を伺っておりましたが、二、三の点についてお伺いしたい、こう存じます。

吉村教授にお尋ねいたしますが、運動員の実費弁償と労務員あるいは事務員の報酬、日当という問題でございまして、今日の時代において、君は労務員だ、君は事務員だ、君は運動員だという立て分けがほんとうに選挙の実情に臨んでつけ得られるかということでありまして。機械的の労務に従事するような労務員や事務員だつたら、選挙にはあまり使いたくありませんので、かりに選挙ポスター一枚張るにしまして、事務をとるにしまして、幾分の札を集めてくるか、選挙運動の目的を達するのに効果あるという者を大体ねらって選定しておるのです。こういう意味から、今日、君は運動員だ、君は事務員だ、君はなお下がって労務員だというふうな区別をこの法律の上でつけておくことは、もうすでに時代おくれじゃないか。また理論的にも、御承知の通り、天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず、すべてこれ平等の時代です。でありますか、むしろこの際一足飛びに、すべての者が運動員というふうにした方がすつきりするのじゃないか。私は二十八年の選挙で、時たま村会議員に事務員としてそれを依頼した。またボス

ター等も張りますから、労務員にもなる。時たま応援演説の手伝いもする。というので、運動員のような仕事もする。というのでした。が、実費弁償というより厄介な計算をするのはほんとうだ。こういふところから日当を払った。そうして、それを労務員として選挙に届けた。ところが警察から取り調べを受けて、結局それは選挙違反だということになって、処罰を受けることになりました。が、そういう意味から、あいまいなことでの忙しい選挙に立て分けをつけることは困難だ。しかしながら、立て分けをつけるというならば、それはつけてもいい。結局、運動員も理想は無報酬です。しかし、理想と現実とは違いますから、幾分の日当、報酬を払うということにしておいた方が、取り締まり当局、警察も疑点を持たなくともいいのじゃないか、こういうことを私どもは考えたわけなんです。それを、一旦三十人、毎日取りかえたら六百人になるのじゃないかというふうな意見が時たま出ましたが、実際届出して、毎日やれと言われたら、実際届出さずから、より取りかえてもおそらく二度か三度だ。これは常識の問題です。ですから、ああいうふうな発言を、あるいは時たま新聞などに載って、あたかもこれに名をかりて買取することく自民党が考へておるといふふうに思われることは遺憾千万でございます。要するに、労務費か、あるいは運動員の実費弁償かという、労務員または運動員という区別をつけることは、もう時代的におかしいというふうなお感じは、審議会の方も、お世話になっていますが、お持ち願わなかつたかどうか、この点をお伺いしたい。

○吉村参考人 私も約三十数年にわたります。選挙のたびごとにいろいろなところから応援演説を頼まれました。しよつちゅう、選挙はみずからはやっておりましたが、選挙に決して無関係ではございません。選挙事務所に行つてみますと、おのずから労務員、事務員、選挙運動員と区別がついていよう外から参りました者にもはつきりわかるように、区別がついておると思ふ。私の参りました選挙区の事務所などにおきましては、おのずからその区別がついておるのであります。学生などには事務をやらしておるようでありまして、ピラ張りの労務員は服装から違つておる。運動員はちゃんとして、びろを着ておられて、截然たる区別があるように私は思ふ。そういうことがみなおわかりにならぬといふことならば、この法律によつてお分けになつたらいかかと思ふ。区別つけにくいからこつちの方を変えたというのは、ちよつとふに落ちないのであります。やはり区別をつけて、できるだけ腐敗になりやすい——なると思はせんが、なりやすいことは防止していく、警察官が調べるのに都合いいかどうかということは知りませんが、あまりそういうことは考慮に入れておかない。もつと大局に立つて、皆さん政治家であらせられるのですから、高き理想のもとにやつていただきたいと思ひます。

○松本(一)委員 この問題で、私も申し上げてピラオドを打つておきたいと思ひます。立て分けをつけよとおっしゃるが、おそろくつかぬと思ふのです。服装によつて立て分けなどつけられるものじゃないのです。たとえ醜い

服装をしておつても、重労働者のような人でも、りっぱに運動員としての仕事をしておつてもあります。せびろを着てりっぱな服装をしておつても、實質的には事務員くらしいの仕事しかできない人もある。その立て分けは、民間会社が自分の会社の社員を採用するならば、選挙のようにならざるに立て分けをせよというふうな考へで、選挙制度審議会の結論は出なかつたと思ふ。これだけ申し上げておきます。

第二には、今度の御答申の中にもあつたことを自治省の松村局長がここで答弁したのですが、それは選挙違反は他の犯罪とは違つて、時効で、一年ないし二年で消滅する、その特例があつたのです。今度はこれを削除になつた。普通の刑事訴訟法のどうほうのごとき破産罪同様の三年ということになつたのは何かと質問したら、答弁は、これは審議会の答申ですというのであります。私は、私にここに、公明選挙といふことをやりたいながら、その実質は破産罪と同様に扱ひ、この精神に矛盾があるといふことなんです。私も先ほどの四宮さんのごとき、大正時代から、尾崎野堂の時代から秘書として選挙に携つてきておられます。たびたび経験をしたしておりますが、ともかく、こういうことで特例を認められた方が私はいいと思ふが、今は残念ながらこれは載つておりません。この点もお含みおきを願ひたい。

いま一つお尋ねしたいと思ひます。これは、この審議会の答申は政府も尊重せよ、それが政治道徳上当然じゃないか、あたかも尊重しないことは、政治道徳の罪を犯したとよく、背信のごとく聞かれますが、私どもは審議会の答

申でいいことは尊重を申し上げるが、間違つたことは訂正する。従うのではございませんで、この点精神は十分尊重してある。なおまた答申の中に、もつと私どもは高い理想から、公明選挙の実はいかにあるべきだという点から説き起して、結論を御答申願うことを期待しておつた。ところが、法律をあちらこちら訂正して、嚴罰主義をもつて臨むというだけでは、私どもの期待に沿わなかつたということをお私率直に申し上げておきます。

そこで、私は四宮先生にお伺いしたいのでございます。最近、昭和三十三年、三十三年、三十五年、わすか三回の衆議院の選挙だけに、選挙違反のために十三人の自殺者が出ております。戦前はそういう自殺者はなかつた。こういうことについて、御経験のある先生は、どういふようなお気持ちで、最近の選挙違反の自殺者をこらんなさるか。御経験に基づき、また専門の弁護士さんとしてお考え願うことがございまして承つておきたい、こゝろ思ひます。

○四宮参考人 なかなかむすかしい案件で、それは自殺するまでに至つた、取り調べ官のいろいろなやり方、本人のいろいろな状況もあるもので、一がいにとれがどうという回答はできないと思ひます。いずれにしても、私は、再度申し上げたように、できるだけ選挙法はみんなが明るく守れるようなことでもやりたいということが理念であつて、自殺につきましてはやはり個々の内容を持つているので、こゝでなかなかむすかしい案件だと思ひますが、そういう事案で自殺者があつたということとは遺憾なできごとと思つております。

○吉村参考人 簡単にお答えいたしました。私は先ほどから意見は申し上げておるので、申し上げることはないと思ひます。今おっしゃつた松本先生はそういう工合に信じられてゐる。私は私でどう信じておる。ですから私は、ぜひ一つ選挙制度審議会は政府の機関として設置してあるのですから、これを開いてお尋ねを願ひたいと思つておられます。それが私には一番正しい方法であると思つておられます、それ以上は私は、国民としては解散してこれを開く、みなそうするほかに方法はないと思つたのです、おのおの意見が違つたので、われわれはわれわれで正しいと思つてゐる。決して頭は狂つておりません。皆様は皆様で正しいと思ひなつてゐる。これを決するものは何か、これは主権を持つた国民われわれにはかならないのでありまして、ぜひこの点は新憲法の精神を御尊重願ひたいと思ひます。

○加藤委員長 参考人に対する質疑は予定の時間に到達いたしましたので、予定いたしました質問者は御遠慮願うこととし、以上をもちまして両参考人の御意見の開陳及びこれに対する質疑は終了いたしました。

この際参考人の方に一言お礼のごあいさつをいたしたいと思ひます。参考人各位には、御多用中のところ長時間にわたりました貴重な御意見の開陳を下ささいまして、まことにありがたうございまして。委員会を代表し、委員長より厚く御礼を申し上げます。ありがたうございまして。

○加藤委員長 引き続き、これより公職選挙法等の一部を改正する法律

案及びこれに対する高橋英吉君外四名提出の修正案並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する高橋英吉君外四名提出の修正案を一括して、質疑を行ないます。

質疑の通告があります。順次これを許します。井堀繁男君。

○井堀委員 自民党の高橋さん外四名の御提案になっております修正の四点につきまして、時間の許す範囲内におきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

第一は、先ほど参考人から公述がありましたように、今回の選挙法の改正は、経過的に見まして明らかによい、最近の選挙が莫大な金を使つて選挙になり、腐敗墮落の傾向に、国民から非常な非難の声が高まり、その世論に政府はこたえて選挙制度審議会法をわざわざ設けて審議会答申を待つての改正であり、審議以上におきましては、言ひまでもなくこの審議会の答申が、今日の民主主義社会における制度としては、最善とまで参らぬでも改善の策であることは間違いないと思つておられることとは間違いないと思つておられることとは、あに審議会法にその規定があるとなしにかかわらず、このような経過から判断をいたしました、一応これを法律化して、その結果は審議会とともに国民の批判を受けるというのが私は常識だと思つておられます。それを政府は、いろいろな理由があつたといつたし、先ほど参考人のお一人であり、また選挙制度審議会のメンバーの吉村さんからの御意見がありましたように、政府自身が答申案を尊重すると誓いながら、事実はこちらからはかに後退した原案であり、しかもそれ

は今日政党政治のものにおいての池田内閣であります。その池田内閣の提案したものにとりかき加へる修正を加へるというものは、もちろん私は国会の立法権については尊重すべきことは申すまでもないのでありますけれども、以上のようにこの法案が必要となりまして経過なりあるいはその選挙法改正のねらいが、個人的な選挙から政党本位の選挙法に移らうといふのは、今回提案の中においても最も重視しておるところであります。こゝろより観点からいたしまして、まず臆より始めよ、内閣自身が政党政治の実を示すべきであると思つておられます。また、その与党があつたといふことは、あまりにも簡単な常識であると思つておられます。しかるに、今回このよりの修正が行なわれたのでありますから、よくせきの事情がなければならぬと思つておられます。この点については私はこの提案理由の説明を伺ひまして、非常な落胆をしておられるもの一人であります。

また、この点について一つ提案者側の御見解を伺つて、それから逐次お尋ねをいたしたいと思ひます。

○高橋(英)委員 提案者といひますと、政府原案の提案者でなしに修正案の提案者ですね。——そうしますと私どもの答弁の義務が生じました。私どもから御答弁申し上げなければならぬわけですが、ただいま井堀委員のおっしゃつたような大前提、選挙法改正の大精神、これはやはりわれわれの修正案の提案の精神と同じでございますから、さうに一つお伺ひ願つていいと思ひます。ただその表現が違ひます。考え方が多少その技術の上で

違ひといふふうなことになるのであります。精神は同じでございます。

○井堀委員 はなはだ異なる御答弁を伺つたのであります。私どもの考えと同じであれば、ことさらに野党を刺激するような修正をなせ出されたか。勘ぐつてみまますならば、かなり極論かもしれないませんが、この法案をつぶさんがための与党内のいたすらではないか。さういふ点で、私どもはまことに今回の法案の取り扱ひ方に対して政府と与党との關係について、どうしても理解しがたいのであります。今、高橋委員の御答弁によりまして、私の今お尋ねしたことと同じ趣旨だということになります。大へんとおんちんかん御答弁をいたしたいと思つておられます。重ねてお尋ねをいたしたいと思ひますが、こゝには他の提案者も同席されておられますから、さういふ御意見でございまして、一つ伺つておきたい。

○丹羽(喬)委員 ただいま井堀先生から御質問がございましてお話しになつた通りでございまして、私も政府原案に重大な修正を加えたものと思つていない次第でございまして、提案者が昨日も述べましたように、不明確なる規定を明確化したしまして、一般に、選挙運動者のみならず、国民全体に愉快な、選挙違反のない選挙を行なわせるためには、今回の修正によりまして法文に明確でないところを確定いたしました。そうして過誤なきを期したいという趣旨だけにほかならなかつたのでございまして。

○井堀委員 そこで第一の問題をあげればはつきりすると思ひますが、修正の第一にあげられておりますの

の

は、立候補届出以前の演説会及び選挙運動期間中の個人演説会に関する事項であります。これはさつきもお話がありましたように、参考人から公述されました中にも明らかになっておりますように、答申案の第一委員会の二の「選挙運動の方法及び費用の合理化」という項目の中で、「公示前に個人演説会を開催しようとする者は、以下、これに答申のときには政府原案はこれを受けて立つたものであります。ところがあなたの方のここにお出しになっております修正は、これとは全く対照的なものである、これをやめようというのであります。この点では先ほどの御答弁とは全く違うのではないかと。明確な事実を明らかにするといふものではなくて、答申に忠実であろうという政府原案を全く否定しようというのでありますから、この点ではその簡単な事柄ではないと思ひます。この内容が、皆さんの経験に照らして実際の適当な答申であるかどうかについては、私にも意見はあるのであります。しかし冒頭にも言つたように、今回の答申はよくても悪くてもそれをのんで法律にすることが、民主政治のもとにおける国論に対する忠実なやり方ではないか。しかも自分の内閣の諸問題として、わざわざそのために立法化した手続の上からいっても、それをそのまま法律にして、結果は世論に待つべきではないか、これが正しいやり方ではないか、そういう点では政府原案は、その答申を尊重しておるといふ点については筋が通つておるといふのが自民党のこの修正は、理由は何とでも、要するにこれを変えようとするのであります。この辺のお考えはいかがでありますか。

○高橋(委員長) これがこのごろ盛んに問題になってきた重大課題なんです、国会以上の存在は日本の憲法には認めていないのではないかと、国会が国の最高機関として一番権威があるのではないかと、いろいろなこと、建前に反して、何か審議会の言ひ通りにしないけれどもそれは非常に間違つたことで悪いことでもしているというふうな、そういう批判、論評があるようでございます。憲法に忠実なる者といつたしましては残念千万だと思つておられます。確かにわれわれの議決した審議会に審議会の意見を尊重しなければいかぬとなつておられますが、これは形式論からいへば、それは政府が尊重しなければいかぬといふのであつて、国会は何もそれを尊重しなくてもいいという形式論も法律の建前からは言ひ得るのでありますけれども、精神からいけばむしろそれは尊重しなければいけません。従つて、国会がその自主性に基いて良心に従つた審議の結果、答申を尊重した線、すなわち選挙の公明化という太い線に基づいて適正にそれぞれ審議しなければならぬ、結論を出さなければいかぬというふうなことから、われわれの考え方と審議会の考え方が、その大精神は一致しておりますけれども、共通でございませうけれども、その表現の方法に多少違いがあるといふふうなこと、たとえば先ほどの参考人との問答でもわかりますように、事前運動の場合において自由闊達な選挙というふうな面から言ひますれば、これは一応野放しということでありましよう、百回の演説会もいであまりましようけれども、費用の点から見ましよう、それから年じゅう選挙をし

なければならぬという事情から申しましても、四宮参考人も申しましたように、ああいう事情から申しましたように選挙運動を改善していくということより選挙制度をよくする、こういう面から言ひますれば、これは改悪の部類に属するのではないかと、そういう疑いすら生じたので、現在の制度すなわち事前運動の禁止といひますか、そういうもので十分選挙改善の目的が達成できる、かように考へて、大精神においては共通いたしておりますけれども、その表現の方法について多少違つてきたといふふうなことで、答申をうのみにしなければならぬといふふうな義務は国会には課されておらないので、国会自身がその権限を否定するような、国会の否定を国会議員自身にせられるような言説にも聞こえます、非常に残念だと私も思つております。

○井堀(委員) 私の質問の趣旨を一つはつきり理解していただきたい。さきにも言つておられますように、何も私は立法権を侵すような、審議会がそういう答申をするとかしないなどというところはごうも考へておりません。立法権は厳としてこれを守つていかなければなりません。しかし先ほど私が経過を時間を惜しまずに述べたのは、それは要するに立法府の意見を前提にしていゝるんだ。私はあの審議会のときにも質問なり意見を述べておきましたのは、議員が審議会にとりいふ形であつても加わらない方がよろしい、審議会から立法府の意見を求められるときにわれわれが答へるというところはいかにも加わらないけれども、そのメンバーに述べたことは適当でないという意見を述べたたくらいである。それはやはり審議権を厳として守りたいからである。責任をかつがされるような立場に入らぬ方がいからという配慮からであります。この点では、高橋委員より私の方がよほど立法権の侵害について警戒をしておるつもりですから、誤解のないようにお願いをしたい。私が伺つておりますのは、一つにはこういう法案を取り扱うについては、過去を言つても仕方ありません。われわれ意見があつたにしても、立法府の意思というものは、選挙制度審議会設置法によつてきまつたんだ、それはわれわれがきめたんだ、きめた以上は、それを守るというところが立法府にとつては重大な責任であるということ、その責任を果たさなければ、立法権は動くのであります。絶対ではありません。民主政治のもとにおける主権は国民にあるわけでありまして、この本来を転倒してはいけないと私は思つております。私は少なくともそういう誤解はしておりません。そういう建前を貫く上からいつても、今回の高橋議員外四名の修正は理解できないからお尋ねをしているのであります。これは丹羽議員の方の御意見もあろうかと思ひますから、一つ何つておきたい。

○丹羽(委員) ただいま井堀委員の御趣旨、十分私も了解できる次第であります。ことに審議会のあり方につきましては、そういう貴重な御意見も多々あるかと思つております。私も自由民主党といつたしましても、審議会の意見は十分に尊重しておるつもりでございます。ことに修正案の第二から三、四につきましては、政府原案におきまして明確ならざるものを明確にしたい。先ほど私御答弁申し上げました通りの趣旨でやつたのにはほかにありません。野党の方がその点を非常に勘ぐられてと申しますか、歪曲されたと申しますか、非常に後退したとおつしやつておりますけれども、私の方は決して後退しては思つていない次第でございます。ただ第一の点につきましては、これは確かに審議会の答申の線を抹消すると思ひますか、その点には沿わない感がございます。この点は、私どももいたしましても全面的に選挙運動を自由ならしめる、選挙期間だけでなく事前運動につきましても、ある程度これを自由ならしめたいという趣旨には賛成でございます。御承知のよう、事前運動を百回演説会の形式で許可するということになりますと、この提案理由の趣旨にも述べた通り、年がら年じゅう選挙運動をしなければならぬといふような事態になります。これは、しろうとなら別でございますが、選挙運動にしようちゅう従事している井堀先生初め皆さんは、十分これは御承知の通りでございます。私どももいたしましては、委員会の答申は尊重したい次第でございますが、これは一部に出しておりますいわゆる選挙野放し論にもある程度実情としては通じてくるのじゃないか。現実には与党といつたしまして、選挙の公平を期さなければならぬといふ立場におります自由民主党といつたしましては、そういうふうな野放し的な法案は、幾ら政府原案でございまして、この点はいかがであらうかと思つておりましたところ、また野党の議員の皆様からも同様の御趣旨の御発言が多々ございましたので、私たちがやむを得ず、その点は答申の趣旨にはまことに沿わないうらみがございましてけれども、この一点だけは

これを削除することに決した次第でございます。ただし提案理由の説明にもございませぬ、何らかは何かの方法でその事前運動緩和の方法を講じたいという事は、私どもも社会民主党、民社党さんの皆様方に劣らずに、何とかしたいという熱意は持つておる次第でございますが、政界の範囲のあり方で切ることにつきましては、どのくらいいまだ残念ながら確定的の自信を持たない次第でございますので、これを後日に譲ろうということで削除した次第でございますので、御了承を願いたいと思ひます。

○井堀委員 第一の問題につきましては、先ほどの御答弁の中で種々明らかになったと思つております。今日の政府の原案は、一応答申に近いものであつた。それを要したといふことは、どんな理由があるにいたしましても適当でないといふ点は、これは意見の違ひであるかもしれませんが、もし百歩譲つてそうであるとするならば、なぜ野党を刺激するような結果になつて、なおかつがんとしてこれを撤回しようとするのか。今の御答弁とは全く反するのじゃないか。むしろこれは野党側の方から質問があつたとするならば、野党の修正案も現に出ているわけでありませぬ、その意見を迎えて、ここに話し合ひを進めていくといふのが、高橋さんの御説にも沿うことにならば、答申の精神は金がかからぬようにといふのであるが、むしろ実際は金がかかることになつて、そこはめがね違ひであつたのではないかといふよりなごによつて、立法院としては与野党が話し合ひをすればできる

問題である。そういう話をつけて、先ほど参考人が言つたように、この趣旨は金がかからぬといふ趣旨に反するし、事情からいへばあなたの方の意図するものとは逆効果を生むと思ひますが、このいつた点の修正案をいたしたいがどうかといふお伺いを立ててもよしかるべき案件ではなかつたか。私はこういう点に對して何も疑つてもを言うわけではありませぬけれども、理事會などでたびたび話し合ひの際に、他の法案と違つて、与野党それぞれ立場、意見というものについて話し合ひでまともなようというには格好な問題ではなかつたか。まことに残念しごくだと思ひますが、山へ船が上がつた形でありませぬから、これを引きおろすといふことはこれからの仕事かもしれませぬが、そういう意味で第一案について私はお尋ねしたわけでありませぬ。内容については私もよく理解ができてゐるのであります。しかし私どもの考えは、そういうお伺いを立ててまともな建前ではないかといふ点は、意見が違つてくるかもしれない。それは国民の声にわれわれが忠実である。その結果が国民のためにならなかつたといふのであれば、それは民主政治の経験を積み重ねていく一つの犠牲であつて、その犠牲は忍ばなければならぬ、これは民主主義の鉄則であります。それに徹しなければならぬといふわれわれの考えからいひますならば、今回の自民党の第一案に對しては、まことに遺憾であるとともに、民主主義に對する考へ方の相違がこきびしく出ること、まことに遺憾しごくだといふことだけを加えておきまして、第二の質問を試みたいと思ひます。

確かに第二と第三の問題は、私どもの意見を申し上げたのでありますから、そういう意味で責任もありません。で、具体的にお尋ねをしてみたい。私どもは、あくまで答申の精神に沿つていふことは、第一のところで述べた通りであります。そこで、答申の精神を法律の上になお上せようとする意向が、自民党の案の中に一部あることを私どもは拝見しまして、そういう方向になるのであれば賛意を表したいという意味で、意見を述べました。その点はある程度理解を願つておるようでありませぬから、ここには重複しないようにいたします。

次に、この中で問題になりますのは、先ほどの参考人と質問者の間に意見がはつきり出ておりましたから、くどくど申し上げませぬ。すなわち、労働者と一般の運動員、あるいは法律用語としては、従事者であるとか、いろいろな表現がなされておりますが、こういうものは、一般の人々にも理解しやういふように、できるだけ複雑な文字や文章を使わないようにするといふことは、私どもの望むところであるし、またわれわれの努力しなければならぬ境界の一つだと思つてあります。そういう点に問題を進めることには何らの異議はありませぬ。しかし今度のやつは、そうしようとしながら実はそうできていないところのうらみがあつたのであります。これは小さくならすから、また時間がありましたら、あとで伺ひます。

高くするか低くするかということ——答申の精神は、低くするといふ行き方の方が實際的ではないか。ところが提案者の方は高くするといふ方に置いて、実は七百円に近づけたといふふうは何つておるのではありませんか。これは私の意見を最初述べますと、先ほどお話をいたしましたように、労働者については、これは単純労働を提供してその報酬によつて生活をしていこうといふ人たちです。しかし、それと事務員と異にするといふのは——厳密には事務員の中には二通りあるかもしれませぬけれども、しかし、ここでいう事務員の理解が、多少でも選挙運動に意識を前提とするといふ意味で分けたのではないか、またそう分けるべきではないかと思ふ。そうすると、その意識とは少なくとも自分の政治意識を——それは利害につながるわけでありませぬから、要するに自分の当面の生活のために選挙運動をやるといふのであります。後退する。やはり民主政治といふものは、自分のものは自分でやるという主権者の行為が選挙運動の中に参加して行くといふことが、私は選挙運動の意識としては正しい方向だと思つてあります。また、そういうものをわれわれは育てていくといふ考え方でなければならぬ。でありますから、それをただ無償でやらせるといふことは、先ほど言ふように、労働者との類似点があるから、そのけじめをつけようといふのであるならば、むしろその報酬は差し上げる規定になつておつてもお返しするかもしれない。中には貧者の一灯といわれるように、乏しい生活

費の中を削つて選挙運動に労働者の奉仕とともに金銭の、要するに献金をしておりませぬ者が成長してこそ、公明選挙へのきざしが現われてくると思ひます。そういうものを育てる方向へ改正していくべきであると思つてあります。そういう意味で金額を上にするか下にするかといふことは非常に重大な問題だと思ひます。この点に對しては同額にしておるといふことであります。千五百円とか考へたようであるがそれは逆ではないか。

第二の問題は、先ほど出ておりますように、これは報酬を出そうといふことで公認していき、法律の上で規定していきといふことは、私はある程度事実を明らかにしていきといふ意味で取り締まりの上からいって便宜だと思ふ。あるいはそういうことによつて次にお尋ねする問題に役に立つか立たぬか……それは先ほど二十日間七百円といふことで三十人といふ人数を規定するならば、毎日取りかゝるとすれば、延べで最高六百人になる、こういう疑いが出てきておるのであります。私はそういうふうには理解したくないのであります。私の考えは、取りかゝるといふことはやむを得ないときにやるのであつて、そういう疑いを持たれて痛くもない腹を探られるといふのでありますならば、規定は三十名ではあるけれども、それは全体のうちの割だけを取りかゝることが可能だといふ三十人で、延べ人員では四十人しか許されないとはいふに打ち出されてきてこそ、そういう疑いを払拭することのできる提案だと思つております。そういう点に對する提案者の内容

費の中を削つて選挙運動に労働者の奉仕とともに金銭の、要するに献金をしておりませぬ者が成長してこそ、公明選挙へのきざしが現われてくると思ひます。そういうものを育てる方向へ改正していくべきであると思つてあります。そういう意味で金額を上にするか下にするかといふことは非常に重大な問題だと思ひます。この点に對しては同額にしておるといふことであります。千五百円とか考へたようであるがそれは逆ではないか。

がまだ明らかではありませんので、一つ明確なお答えをいただきたい、それから質問を進めていきたいと思ひます。

○井堀委員 具体的な点でありますから、高橋さんは総大将でそういう方の参謀は別におられるようですから、具体的な点は丹羽さんからお答えいただければいいかと思ひます。原則的なことでお伺いするので、議論するつもりは一つもございません。国会の権威を傷つけるようなことをわれわれ絶対にはやらないか、立法府における責任とその権威はやはり守っていくという点については、私は人後に落ちないと思ひます。しかし、やや哲學的になるかもしれませんけれども、やはり民主主義というものは主権在民で、人民の声をいかに正しくすみやかに国会に反映するかということにあると思ひます。

○丹羽(審)委員 井堀委員の御意向と大体私も同じだと思ひし、先ほどから審議会のあり方について一応ご意見を述べたのでございますが、私も前国会で審議会というものの設置に賛成をいたしました、今日その意見を尊重している次第であります。従ひまして、できるだけその精神を生かそうと思ひている次第であります。先ほど来井堀委員からのお話がございましたような意見もございまして、あるいは国会議員は入らない方がいんじやなかつたかというように、確かに私は貴重な御意見だろふと思ひ次第であります。と申しますのは、審議会の最後の結論というものは、やはり多数決であります。しかもわれわれ特別委員というものは、大ぜいの委員の中にわずか一名ないし二名参加しているにすぎない次第でございまして、私どもの主張いたしました主張がどのくらいいれられていたか、また各専門部会でございましてこればかりくり返りました事例も多々ある次第でございまして、そういう点につきましては、精神は尊重いたすことはもちろんやぶさかではございませんけれども、具体的事例になりまして、しかも、ただいま井堀さんがおっしゃいました、要するに一つのルールといたしまして明確にしなければならぬ。昔統制経済がございましたときに、統制の規定はほんほん作るけれども守られないような規則を作るということは、むしろ民主主義に逆行するのではないかと、いふ点も多々考えなければならぬじやないかと、思ひ次第であります。先ほどの事前運動の問題のごときも、与野党を通じま

国民主権、国民主権と言われますが、国民主権はわれわれが代表しておるのである、憲法下においてはわれわれ以外にないのです。われわれがこしらえた審議会は単なる諮問機関にすぎないので、国民の代表者として国民主権の代表的な立場においてわれわれが判断するところの一諮問機関にすぎないのであります。従つて、近ごろ審議会とか調査会が何か国会議員であるかのごとく結論を押しつけがましくするような弊害がだんだん増大してくるよう傾向がありますので、今後調査会とか審議会というものはこしらえない方がいいのではないかという議論すら起こつてきています。現在審議会とか調査会の思ひ上がった弊害が非常に甚大になつてきて、国会議員の権限とか国会の神聖が侵害されるというふうな傾向がありますので、お互いにわれわれ国民主権の代表なんですから、一つわれわれの考え方が絶対対等であるという自信を持ってやりたいと思ひます。そういう意味で私も国民主権の代表者であり、国民から大多数の政党として選ばれたのであるから、大体において妥当な考え方を持つておるのだという自負心のもとに、われわれは国政に参画しておるつもりでございます。国民主権という問題についてちょっと解釈が違ひますので、その点前提として申し上げておきます。

それから選挙に使用する事務員の報酬が七百円では高いか安いかにという問題でございますが、大体事務者の賃金は答申あるいは政府の考え方では千五百円であつたようでございます。この千五百円というのは、われわれ貧乏代議士にはとてもたまつた額ではないといふので、七百円ぐらいが妥当ではないか、こういう意味で引き下げたわけでございます。しかし、この点につきましても、先ほど井堀さんが言われたように、国会は議論するばかりではない、お互いに話し合ひのところであります。政治は妥協というふうなことでございまして、いろいろな点について事前に御相談申し上げなかつたことは、多少手落ちがあつたと思ひます。ならばそれはおわびをいたしますが、いまだ話し合ひは時期が来ておらず、いまだ時期が来ておらずではないので、必ずしもおそ過ぎずでございます。時期が、こういうふうな高いか安いから、こつちのやうな高いか安い運動事務員が二十日間フルに差しかえると六百人になるといふふうな考え方、これは非常に悪く悪く解釈するもので、事実上そういうことはわれわれ現実に選挙をやつておる者にとつてはわかるわけでは、不可能なことではございます。御心配はないと思ひます。しかし、こつちのやうな点についても共通の話し合ひの場において、超党派的な選挙制度の問題について今でも話し合ひをうまくやつておるわけですから、いまだ時期が来ておるというわけでもありません。こつちのやうな点についてまた御相談にも応ずることができるといふふうに考へておられます。

それからもう一つ、延べ人員の問題です。悪く解釈すると言ひますけれども、なるほど私どもも善意に理解したいと努めておられます。しかし勝負を争う者の弱さ、かつて公述人のお一人のどなたかが自衛権という言葉を使つておられました。競争ですからどうしてもルールをきびしくする、すなわち取り締まり規定があるわけですから、そのかすかすまで行こうという事は、私は勝負を争う者の人情の弱さだと思ひます。でありますから、そのことをやはり選挙法の場合には考へておかなければならぬと思ひます。高橋さんのようにどういふ方法で御当選になつたか知りませんが、ルールのなかに問題にならぬで有権者の支持を得られる特別な方は別であります。要するにスタートは平等だといふ考へ方に立つならば、やはりきりぎりの線と争うといふことは考へておかなければなりません。善意の人ばかりではない。だから悪人が都合よくいつて善人が割を食ふことがないよふにすると、この点はやはりこつちのやうな点に入ります。でありますからこつちのやうな点については、あらかじめこつちのやうな点に御くつてくる者のために、延べ人員で制限すればお断ぐらぬでもいい。先ほど御答弁にもありましたように、明らかにするといふ意味なら規定はむしろこつちのやうに入ります。こつちのやうな点をお尋ねしてはいるのであります。何もなければこれはまた相談してきめましょ、おありになるのなら一つ原案をお示しいただいて、審議の参考にしたたい。

○丹羽(審)委員 井堀委員の御意向と大体私も同じだと思ひし、先ほどから審議会のあり方について一応ご意見を述べたのでございますが、私も前国会で審議会というものの設置に賛成をいたしました、今日その意見を尊重している次第であります。従ひまして、できるだけその精神を生かそうと思ひている次第であります。先ほど来井堀委員からのお話がございましたような意見もございまして、あるいは国会議員は入らない方がいんじやなかつたかというように、確かに私は貴重な御意見だろふと思ひ次第であります。と申しますのは、審議会の最後の結論というものは、やはり多数決であります。しかもわれわれ特別委員というものは、大ぜいの委員の中にわずか一名ないし二名参加しているにすぎない次第でございまして、私どもの主張いたしました主張がどのくらいいれられていたか、また各専門部会でございましてこればかりくり返りました事例も多々ある次第でございまして、そういう点につきましては、精神は尊重いたすことはもちろんやぶさかではございませんけれども、具体的事例になりまして、しかも、ただいま井堀さんがおっしゃいました、要するに一つのルールといたしまして明確にしなければならぬ。昔統制経済がございましたときに、統制の規定はほんほん作るけれども守られないような規則を作るということは、むしろ民主主義に逆行するのではないかと、いふ点も多々考えなければならぬじやないかと、思ひ次第であります。先ほどの事前運動の問題のごときも、与野党を通じま

それからもう一つ、延べ人員の問題です。悪く解釈すると言ひますけれども、なるほど私どもも善意に理解したいと努めておられます。しかし勝負を争う者の弱さ、かつて公述人のお一人のどなたかが自衛権という言葉を使つておられました。競争ですからどうしてもルールをきびしくする、すなわち取り締まり規定があるわけですから、そのかすかすまで行こうという事は、私は勝負を争う者の人情の弱さだと思ひます。でありますから、そのことをやはり選挙法の場合には考へておかなければならぬと思ひます。高橋さんのようにどういふ方法で御当選になつたか知りませんが、ルールのなかに問題にならぬで有権者の支持を得られる特別な方は別であります。要するにスタートは平等だといふ考へ方に立つならば、やはりきりぎりの線と争うといふことは考へておかなければなりません。善意の人ばかりではない。だから悪人が都合よくいつて善人が割を食ふことがないよふにすると、この点はやはりこつちのやうな点に入ります。でありますからこつちのやうな点については、あらかじめこつちのやうな点に御くつてくる者のために、延べ人員で制限すればお断ぐらぬでもいい。先ほど御答弁にもありましたように、明らかにするといふ意味なら規定はむしろこつちのやうに入ります。こつちのやうな点をお尋ねしてはいるのであります。何もなければこれはまた相談してきめましょ、おありになるのなら一つ原案をお示しいただいて、審議の参考にしたたい。

○丹羽(審)委員 井堀委員の御意向と大体私も同じだと思ひし、先ほどから審議会のあり方について一応ご意見を述べたのでございますが、私も前国会で審議会というものの設置に賛成をいたしました、今日その意見を尊重している次第であります。従ひまして、できるだけその精神を生かそうと思ひている次第であります。先ほど来井堀委員からのお話がございましたような意見もございまして、あるいは国会議員は入らない方がいんじやなかつたかというように、確かに私は貴重な御意見だろふと思ひ次第であります。と申しますのは、審議会の最後の結論というものは、やはり多数決であります。しかもわれわれ特別委員というものは、大ぜいの委員の中にわずか一名ないし二名参加しているにすぎない次第でございまして、私どもの主張いたしました主張がどのくらいいれられていたか、また各専門部会でございましてこればかりくり返りました事例も多々ある次第でございまして、そういう点につきましては、精神は尊重いたすことはもちろんやぶさかではございませんけれども、具体的事例になりまして、しかも、ただいま井堀さんがおっしゃいました、要するに一つのルールといたしまして明確にしなければならぬ。昔統制経済がございましたときに、統制の規定はほんほん作るけれども守られないような規則を作るということは、むしろ民主主義に逆行するのではないかと、いふ点も多々考えなければならぬじやないかと、思ひ次第であります。先ほどの事前運動の問題のごときも、与野党を通じま

○丹羽(審)委員 井堀委員の御意向と大体私も同じだと思ひし、先ほどから審議会のあり方について一応ご意見を述べたのでございますが、私も前国会で審議会というものの設置に賛成をいたしました、今日その意見を尊重している次第であります。従ひまして、できるだけその精神を生かそうと思ひている次第であります。先ほど来井堀委員からのお話がございましたような意見もございまして、あるいは国会議員は入らない方がいんじやなかつたかというように、確かに私は貴重な御意見だろふと思ひ次第であります。と申しますのは、審議会の最後の結論というものは、やはり多数決であります。しかもわれわれ特別委員というものは、大ぜいの委員の中にわずか一名ないし二名参加しているにすぎない次第でございまして、私どもの主張いたしました主張がどのくらいいれられていたか、また各専門部会でございましてこればかりくり返りました事例も多々ある次第でございまして、そういう点につきましては、精神は尊重いたすことはもちろんやぶさかではございませんけれども、具体的事例になりまして、しかも、ただいま井堀さんがおっしゃいました、要するに一つのルールといたしまして明確にしなければならぬ。昔統制経済がございましたときに、統制の規定はほんほん作るけれども守られないような規則を作るということは、むしろ民主主義に逆行するのではないかと、いふ点も多々考えなければならぬじやないかと、思ひ次第であります。先ほどの事前運動の問題のごときも、与野党を通じま

して各委員からそれに対する修正に近き御意見が出ましたことも、それらの実情から見ましてこれが述べられた次第と申す点でございます。それで結局は、今の第二の、事務員と労働者の報酬の問題でございますが、実は井堀先生も御承知の通りに、あれはやはり審議会におきまして、労働者だけでなく、事務員の報酬も明確化した方がいではないか、相当数の人数をやはり事務員として登録し、これを計算の上にもはつきり出した方が、選挙運動をする上にもいたすらなる不安あるいは混乱を起さないで済むのじゃないかという点は、先般の委員会におきまして、私も政府案に対する質問のうち、最近の選挙違反におきましては末端買収よりも運動買収の方が非常に多いのではないかと質問をした次第でございます。しかもそのときの公安委員長の御答弁には、やはり運動買収が非常に多い、しかも運動買収の点につきましては、これは労働者であるかあるいは事務員であるかという判断がつかず、しかも事務員がほんとうの単純なる事務であるか、意欲を持った事務であるかということがつかないため、ややもすると拡大解釈をされたものが、買収の容疑をもって検挙されたものが非常に多いのじゃないか、そういう点を明確化するべきではないか、という私の意見を出した次第でございますが、この点は審議会の論議の途上におきまして、再三論じられた次第でございます。この貴重なる意見を生かしましたことが、現実の問題におきまして、選挙の公正化を期する意味におきましてこれは必要であろうと私も断じた次第でございます。しかもこれを明確化することによりまし

て、登録された者以外の者につきましては、いかにささいなる報酬といえどもこれを厳罰に処する、しかしながら登録者につきましては、これは堂々たる選挙従事員といたしまして、正規に認められた者としていたしまして、大手を振って選挙事務の補助ができるというふうにしたいということでございます。その際の意見といたしましては、これは私どもが出したわけではございませんが、そのときにおきまして千円でございますか、千五百円でございますか、審議会の答申が出された次第でございます。しかしながら私どもも多額なものにする必要はない、むしろ審議会にその際出されました総会におきましては否決されましたが、部会におきましては決定されましたその千五百円というものを、むしろ逆に引き下げて、労働者並みに七百円としたことは、御承知の通りだろろうと思っておりますので、御了承をいただきたい、こう思う次第でございます。

○井堀委員 このことにつきましてはまた懇談をして、お話し合いの機会が得られると思っておりますから、次に一つ。第三項の点でございますが、これもわが党から自民党に対して、原案を變えることによつて社会党への刺激を多少でも緩和して協議がスムーズに進むようにとの配慮から、多少齟齬でありましたが、委員会で討議をする以前にわが党の意見を述べました責任上、一つ明らかにいたしておきたいと思っております。

それは自民党の全体を拜見できませんし、また提案趣旨の説明を伺っておりませんときでありましたから、印刷物による簡単な趣旨説明だけを見ておつたわけですね。これによりまして、当該選挙の期日前の一定の期間を、参議院の場合は三カ月、衆議院の場合でも、満期の場合は三カ月、解散の場合も、満期の以後というふうな理解しておりますが、その際に限って後援団体の寄付なり、あるいは供応接待などを禁止するということ、その他の場合においては違反に問われないという、また、問うのならばどういふ必要がないのであります。ここに非常に大きな疑惑を持たれ、もしそういう意図であるとするならば、わが党がまた、原案に対する考え方を明らかにせよという私どもの意見を加えて、齟齬ではありましたが、両党に申し入れたことは見当違いになるかもしれせん。この部分ではそういう理解がされる、この点に對して一つ正直なところをお話し願えませんか。

○高橋(英)委員 要するに当該選挙という意味の解釈について、非常に複雑な問題が起るというふうに思われます。公述人からも話がありましたし、社会党さんからもいろいろお話があった、政治に関すること選挙に関することとの区別がつかどうかという問題、これが関連するわけですが、当該選挙に關するといふふうなことに選挙に關すると、後援会の立場、後援会は選挙ばかりを目的としたものではないのをごさいまするけれども、その後援する政治家の大成をいねがうというふうな同志の結合でありますから、むしろ選挙に關係するばかりではない、その他の政治等に対する後援ではございませんが、選挙と間接なり何なりにつながっていないとはいへないわけがあります。それで当該選挙に關するといふことになりまして、後援会活動はどの後援会活動をやっても結局は当該選挙に關係するといふふうなことになるおそれがあるのではないかと、これは常識上そういうことはあり得ないと思ひまするけれども、従来の日本の取り締まり当局のやり方から見ますると、多少行き過ぎもありましたり、いろいろありまして、その点後援会活動は全然禁止されたと同様な關係になるのではないかと、そういうふうな危険があったわけなんです。従つてこの際、選挙にほんとうに直結し、選挙のための後援会活動と思われる時期を明確にした方がいじやないかというふうなことになるわけで、後援会活動の選挙と直接關係しているといふことは明確なる範圍を規定したいのではないかと、それでは期間的に明確にすることが一番要当ではないかというふうなことになりました。結果、そういうふうな解散の翌日とか三カ月前というふうなことになるわけで、結局当該選挙といふことがもつと明確に、觀念の上にも現実の上にも區別ができるということになりますれば、そのほかの政治活動といふことはないのでございまするけれども、今申し上げましたような危険性がありますので、従つて期間でこの後援会活動の規制をするといふふうな方法をとつたわけでございます。

○井堀委員 それでは、やや具体的に一つお尋ねをいたしましたし、現行法によりまして、後援団体がここに規定してありますように、事前運動の諸規定に抵触する場合には、現行法でも現に処罰の対象になる。でありますから、この規定をここに設けることには、そういうものに対して取り締まりの対象からはずされるのではないかと。でないとすれば、この文章の書き方は、私は法律家でありませぬけれども、専門家の意見を聞きますと、非常に法律を混乱させることになる。その混乱の中にいろいろ世間から疑いを持たれる。第二のときにも言いましたように、われわれは一応弱者でありまして、勝負を争うという弱点がありますから、そういう点にこの法律が――それでなくても選挙法というものはあまりややくしく、ちよいちよい取りかえるといふふうな非難があるくらいでありますし、それは選挙制度審議会からも注意をされておりますように、なるべく選挙法といふものは簡略にして、あまり小さなことにこだわらぬようにしようといふことでありますから、そういう意味からいってたら逆行することになると思ひますが、この点いかがでしょう。



いとあげ足をとられますけれども、要するに三つに分けられた重要な地域の主宰者というよりなことでございまして、それで、客観的に見て、さういふふうな人であったといたしますならば、これはたとい候補者がさうでないと言ったところで仕方がないことになりまして、大抵私もこの選挙法が通過いたしました、選挙事務所に必ず地区の主宰者の名前が掲げられ、それがそれぞれ選挙関係者に周知徹底させられると思ひます。それが十、十五に分かれた地域になった場合において、それはとうてい総括主宰者だけの手では主宰していくことができない、統括していくことができないというので、参謀陣みたいなものがあつて、やはり全選挙区を二、三人が分割して担当するというふうなことになるならば、たとい揭示場においては主宰者となつていなくとも、客観的に主宰者として連座の対象になるわけですから、これは捜査当局の敏腕に待つ以外にはないというふうになるおそれもありますけれども、大体さういふふうな意味です。

合、今日の行政区画といふものは必ずしも那単位ではなくなつてきている。経済地域ができた、文化地域ができた、その他のいろいろな諸条件によつて地域はかなり変化をしておる。県を越えての併合は少ないようでありまして、府県の行政区画といふのは、今日のところ割合に固定的である。しかし、その線はくずれちゃつた。でありますから、私はさういふものを法律の中で規定するといふことは最も難事ではないかと思ひます。でありますから、客観的なという一例を、要するに行政区画といふもの、切つたとしてもできない。それから今お話を伺いますと、候補者の方で個々の方の区域の担当者一個々といつて、三つにするか四つにするかといふことが何か対象のようにおつしやられましたが、さうだとすると、ある候補者は五人の参謀を持つ、ある候補者は二人しか持たないという場合があり得ると思ひます。さういふ点はどういふふうにお考えでしょうか。

○井堀委員 これは、言うまでもなく、連座の対象にするということであり、法律はしておかなければならぬ大切なものだと思います。提案者の説明を伺いますと、ますます混乱してくるようないかと思ひます。たとえば今私が具体的な例をあげてお尋ねをしております。衆議院の選挙区という場合に、それを三個に分けるか、四個に分けるか、あるいは郡が五つに分かれておる場合は五つに分けるといふ、一つの行政区画単位にして分けるという考え方が出るかもしれない。あるいは最近のように市町村の合併が促進されております場

さな地域の主宰者まで連座の対象にするといふふうなことはないので、候補者はみんな賢明ですから、小さな区域に分けて、その小さな区域で百パーセント活動ができるように、得票ができるように大いに奮闘するものだと私も考へておるわけでありまして。

○井堀委員 これは私は政府案についても疑念を持つておるものであります。質問を試みたいと思つておりました。それからさらにそれを複雑にしたものが今度の自民党の修正案、その点がきつめて明確になりました。言うまでもなく、これは連座制に限つたわけではありますけれども、さういふ法律が、候補者によつて適用が異なるようなことになりましては大へんなことではあります。でありますから、これは候補者が、先ほどおつしやりましたか、言質をとるわけじゃありません。重要なことですから、訂正しておいて、言質をとるわけじゃありません。重要なお話です。いいですか、地域をきめるというのであれば、さつき私が言つたように、行政区画とか、一つの客観的な事情があるわけですから、それからその選挙区においての申し合ひせでもいいでしょう。この選挙区は五つなら五つにしようといふことにはできるかもしれない。しかしそれは候補者全体がやはり五人の参謀を持つておる。その行政地域をきめることが問題なんです。まして今高橋さんのおつしやられた、私の質問の仕方が悪くてよく理解されなかつたといふことでは御訂正を願ひます。あなたの最初の御答弁によりますと、ある候補者は三人、ある候補者は四人、四人といふか四個の地域を定めてそれに主宰者を置く、あるいはある人はめんどろだか

ら全部の一つにやるといふこともあるかもしれない。さうすると、ある人は三つなり四つなりの取り締まりの対象が出てくる。ある候補者は一つだけだ、これは重大なんです。それで実はお伺ひしたのであります。

○丹羽(憲)委員 私どもは今の高橋議員の答弁に何ら疑義をばさんでいない次第でございますが、今の井堀委員の御質問でちよつと誤解といひますか、受け取り方がちよつと異なつたように思ふのですが、実は三分の一以上とか、三個以内といふのは裏と表の問題でございます。選挙区を数個に分かつといふふうには、政府原案にはなつておらず。これは数個といふのは五個をさすか六個をさすか、あるいは一並びであるか二並びであるかということが先般来当委員会審議の際に明確を欠いておる。ことに地区責任者を連座にしたいといふような選挙制度審議会の答申におきましても、これはやはり議論の結果、広範囲の地区責任者に限定しようじゃないかという趣旨もありまして、それを明確化するために三個以内に分けたものといふことにした次第であります。ただいま高橋議員がある申し述べられましたから、私から補足説明をする必要もないと思ひますが、もう一度明確にするために申し上げますと、この要件につきましては候補者あるいは総括主宰者が数個に定めるといふ規定がございます。ございまして、これによりまして、自分の選挙区を三つなら三つに分けて何々を第一地区の総括主宰者にする、何々を第二地区の総括主宰者にする、Cを第三地区の総括主宰者にするといふ要件は一応ございまして、先ほど高橋議員が申しました通り

ては人口に按分して定数がきまつてお  
る、こゝういふような実情からいいます  
と、この政府原案の数個というものは  
実情に近い。しかしこれを明確化しよ  
うというので三個にしたというのは、  
実情を無視してある。特にこの修正の  
場合は、先ほど私が総括的に質問いた  
しましたように、一つには政府の事務  
当局の機械的な取り扱ひ方を実情に即  
せしめよとする配慮が、議員立法と  
しては大きな価値判断がなされておる  
のであります。どうもこゝういふ点で、  
首尾一貫性がないようであります。そ  
れから疑義がますます深まるのであり  
ますが、私の質問はそゝ意地悪くする  
つもりは決してありません。しかし大  
事な点だけは以上の質問で明らかにし  
たと思つておりますが、これはぜひひ  
一つ、こゝういふ形でありませぬと能率  
が悪いものでありますから、しかし国会  
は国民監視の中でこゝういふものは論議  
しなければなりませんので、一応の質  
問を私はいたしたわけでありませぬ。し  
かしこゝういふものは、もつとひびを突  
き合せて誤解を解いたり、あるいは  
知恵の足らぬところを出し合つて、あ  
るいは実情と形式とをどう調和をとれ  
ばいいかといふようなことに非常に苦  
心をする法案で、他の法案と特色のあ  
るもの一つだと思つてあります。  
そゝういふ意味で本日はこの程度で終わ  
りますが、ぜひ一つそゝういふ点につい  
て各党の話し合いが必要であるといふ私  
の見解を付加いたしまして、きよりの  
質問を終わりたいと思つております。

○高橋(英)委員 ちよつと、誤解もな  
いでしようけれども、われわれの主張  
を明確化するために、もう一べん聞い  
てもらいたいのは、今の数個という原  
案を三個といふふうにした原因は、要  
するに連座制の範囲を広くするとい  
ふうな、連座の対象の範囲を広くする  
という一つの目標、すなわち連座制の  
強化、それにつきましては、総括主宰  
者だけではないかのであつて、総括  
主宰者だけではないのであつて、総括  
主宰者に準ずるような程度のもの、  
それから広範囲の選挙運動に責任を  
持った者といふふうなことの二つが、  
元来問題になつてゐるわけなんです。  
それでわれわれが数個といふのを三個  
に修正したところの理由は、二つある  
わけでありませぬ。一つは数個といふ  
数といふか、その表現が非常にあ  
いまいで、不明確で将来紛争の種を  
残すといふようなこと、法律としては  
なしていいと思はれる点の一つ、  
法律技術の点。いま一つは、今申し上げ  
ましたよゝうな連座制の強化といひ、範  
囲を広げるといふふうなことにいたし  
まして、およそ限度があるわけだ、  
一部の責任者まで連座制の対象にす  
るといふようなことはあまり過酷だ、  
不合理だといふことでありませぬ。だ  
から相当広範囲でなければならぬ、す  
なわち相当重要な役割をしたものでな  
ければならぬ、総括主宰者に準ずる  
程度のものでなければならぬ。すな  
わち総括主宰者のほかには二人か三人  
しか、どの選挙陣営でも重要な役割を  
する者がいないのであるから、三つくら  
いに分けた地域を主宰する者こそ、す  
なわちそれに該当する重要な役割、責  
任を持った者であつて、この程度に連  
座制の範囲を広げる、これにまで対象  
を持つていくといふ趣旨に沿うのでは  
ないかといふようなこと、これが一応  
由がある。法文の明確化と、それから  
実質上重要な役割を持つてやつたもの

といふふうな点、この二つから三個に  
分けるといふふうな点になつてゐる  
わけなんです。この点を一つ……  
○井堀委員 これでは終わらうと思ひま  
したが、重要な御説明でありますか  
ら、本質的なものに触れてきましたか  
ら、もうちよつとお尋ねします。  
なるほど、今のあなたの御説はよく  
わかる。しかし、提案の内容といふも  
のとは反対ではありませぬか。たとえ  
ば政府の数個といふのは、連座の対象  
になるものをかなり広く見ておる。三  
個にしほつたといふことは、数個より  
少ないことなんです。そゝういふ点は逆  
じゃありませんか。それより私が本日  
開こうと思つておりましたのは、政府  
原案については、この答申の中の大事  
な点を落としておる。それは、事実上  
出納責任者の職務を行つた者、とい  
う答申が出てゐるわけなんです。これ  
はなかなかむずかしいと思つて、こ  
ういふ抽象的な答申ですから、これを  
法律に組み立てていこうといふわけ  
です。こゝういふものをどう組み立てて  
るか、実は私は興味深く政府の原案が  
出たのを待つてゐた。ところが逃げて  
しまつた。これは大事なことですから  
、あとでまた、もう少し時間をかけ  
てやりましよう。

○高橋(英)委員 御説の通りでござい  
ます。審議会の意見を尊重して、その  
精神にのつとつて修正したのです。  
○永山委員 関連して政府当局にお尋  
ねいたしたのでございませぬが、時間  
の関係もございませぬから、一括して質  
問いたします。  
今回の改正によりまして、連座制や  
罰則の強化がはかられております。こ  
れも妥当な範囲のものであれば、選挙  
の公正の上に効果があることと思われ  
るのでございませぬが、ただ、罰則等の  
強化のみによつて選挙の公正を確保し  
よつとすることは、選挙をかえつて暗  
いものにしてしまふことになつてござ  
いませぬ。公明選挙とは、公正かつ明  
朗なることを必要とするものでありま  
す。真に公正、明朗なる選挙をする場  
合においては、選挙制度審議会の答申  
にございませぬように、国民の政治意識

の向上が絶対条件でなくてはなりません。  
政府は、これに對していかに  
る処置をとらうとされておるのでござ  
いませぬか。  
さらに、公明選挙の推進についで  
は、これは市町村、さらに部落単位ま  
で、この公明選挙の推進機構の拡充が  
必要であらうと考へておられますか。  
が、現状はどうなつておられますか。そ  
の未端へまでその趣旨が徹底するよう  
ないかなる方途を考へておられるので  
ございませぬか。  
さらに、参議院の選挙を控えておる  
のでございませぬが、これに對して、  
公明選挙推進はいかなる対策を進めら  
れよつといたすものでございませぬか。  
かつ、本選挙法は必ず通過することを  
信じておられますが、これが通過後にお  
いて、この改正案を周知徹底せしめる  
方途については、いかなる考へ、方  
針でお進みになるものでございませぬか。  
さらに、今朝、総理は、予備費から  
支出してもこの公明選挙運動は徹底せ  
しめるというよゝうなお言葉でございま  
したが、大臣は、予備費まで支出して  
これを徹底的に周知せしめよ、公明  
選挙運動を徹底しようといふお考へ  
を持つておられるか、御質問申し上げ  
たいと思ひませぬ。

○安井国務大臣 政府原案を出します  
につぎまして、選挙の公明化と、そゝ  
う同時にこれは明朗でなければいか  
ぬといふ点で、非常に苦勞いたしたわ  
けでございませぬ。従ひまして私ども  
できるだけ明朗に、しかも公明にでき  
るよゝうにといふことを意圖しておる次  
第でございませぬ。  
罰則等につきましても、それが悪質な  
もので、適用の範囲が連座等で若干広  
がるといふことはございませぬが、その

ために、普通一般にいわれる、罰則をすべて強化しておるといふふうには考えておらぬつもりでございます。それから取り締まりにつきましても、これは厳正、公正な立場で十分取り締まりをするということで、そのために連座制をやりましたからといって、何かそれを特に目標にした特別の取り締まり方法といったようなものを、別に考えておるわけじゃございません。

それから、末端にまで公明選挙をよく徹底させるという点につきましても、できる限り民間の公明選挙の促進団体、あるいは地方の、市町村の選挙管理委員会等を動員いたしまして、その効果を期したいというふうにやっております。さしあたり参議院につきましても、特にそういう点に重点を置いて、今から公明選挙化の運動をさらに強くやっていく、こう思っているわけでございます。

それから公明選挙運動の費用等につきましても、きょう午前中、井堀委員からも懇切丁寧な御質疑もございまして、総理も十分今後考えたいという御所存でございますので、私どもその線に沿って十分考えていきたいと思っております。

○加藤委員長 本日はこの程度とし、明日は午前十時三十分より委員会を開会いたします。

これにて散会いたします。  
午後六時四十八分散会

昭和三十七年五月一日印刷

昭和三十七年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局